

図 書 館 要 覧

令和2年度



福岡市総合図書館

FUKUOKA CITY PUBLIC LIBRARY

目 次

I. 沿革	1
II. 運営組織と予算	3
1. 運営組織	3
2. 予算	4
III. 施設概要	5
1. 総合図書館の施設概要	5
2. 分館の施設概要	7
3. 総合図書館及び分館の入館者数	7
IV. 図書館活動	8
1. 図書資料部門	8
図書資料部門（総合図書館）の概要	8
図書資料部門（分館）の概要	9
総合図書館・分館の活動及び実績	9
2. 文書資料部門	26
文書資料部門の概要	26
文書資料部門の活動及び実績	27
3. 映像資料部門	32
映像資料部門の概要	32
映像資料部門の活動及び実績	33
4. 広報活動	36
5. 研究活動	36
6. 総合図書館の市民向け行事	37
7. 九州国連寄託図書館	38
8. 福岡市立点字図書館	39
9. 福岡市総合図書館運営審議会等	40
V. 条例，関係規則等	41
1. 福岡市総合図書館条例	41
2. 福岡市総合図書館条例施行規則	47
3. 図書館法	59
4. 学校図書館法	61
5. 著作権法（抜粋）	63
6. 著作権法施行令（抜粋）	63
7. 公文書館法	64
8. 博物館法（抜粋）	65
9. 子どもの読書活動の推進に関する法律	66
10. 文字・活字文化振興法	67
VI. 福岡市勢概要	69
福岡市総合図書館新ビジョン	71

I. 沿革

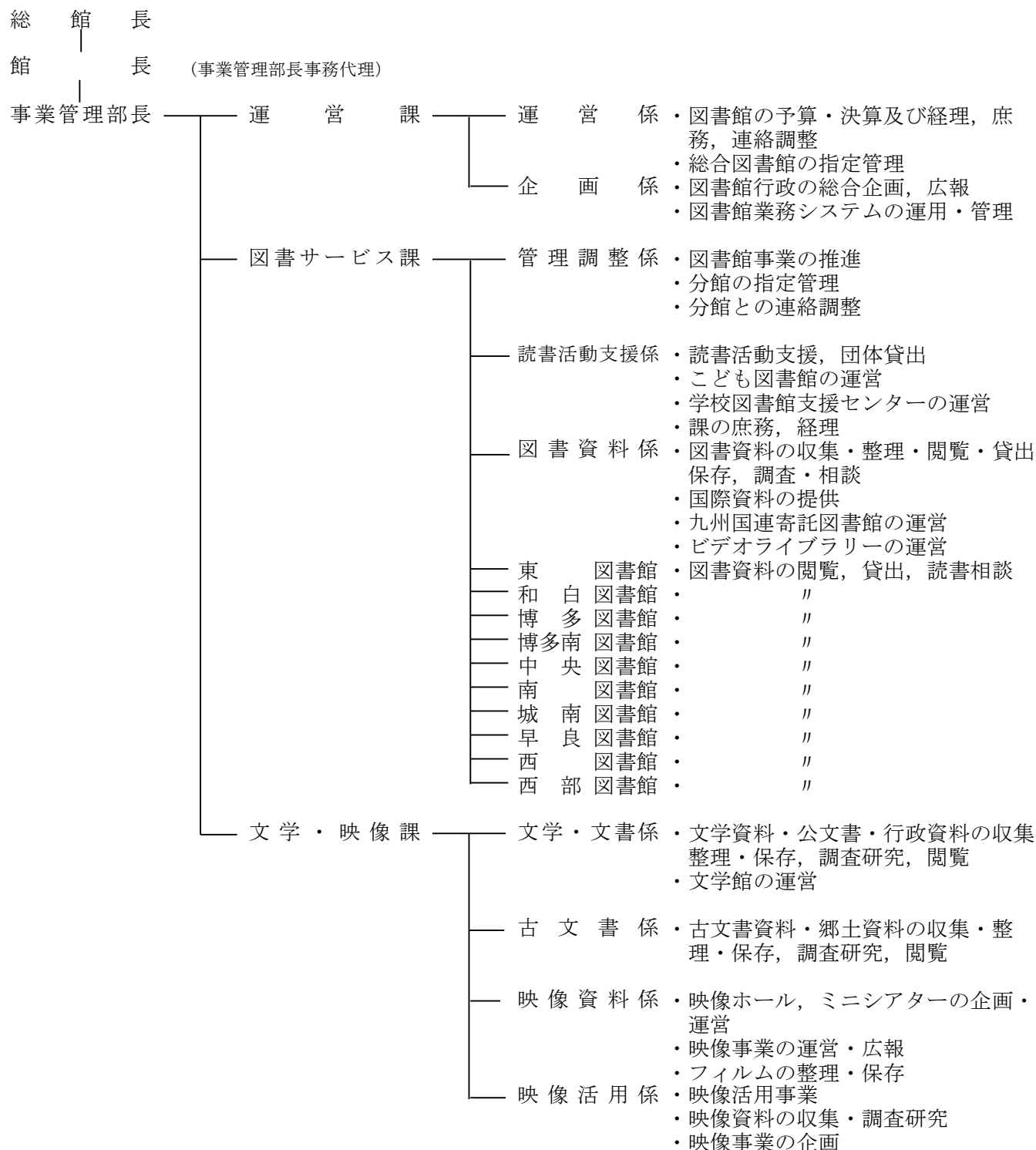
年 月 日	事 項
昭和29. 11. 18	福岡市中央公民館内に少年図書室設置，蔵書4,997冊で，主として小・中・高校生の館内利用開始
29. 12. 1	移動図書館車「青い鳥号」購入，周辺部の市民（少年）に対する巡回貸出開始
34. 8. 1	「青い鳥号」による貸出方式を，個人貸出から読書団体への団体貸出に切り替える
46. 5. 5	市立少年文化会館（旧・市立少年科学文化会館）開設に伴い，少年図書室の機能を併合（少年図書室は廃止）
47. 2. 1	福岡市総合計画により，市民図書館の建設，各区に市民センター建設の方針決定
49. 10. 31	旧博多プレイランドの施設を転用し，図書館として51年度に開館する方針決定
51. 5. 30	博多区築港本町に福岡市民図書館開館
52. 7. 16	東市民センター開館，図書室の利用開始
53. 7. 22	南市民センター開館，図書室の利用開始
55. 3. 23	中央市民センター開館，図書室の利用開始
5. 5	福岡市民図書館にこども図書館開館
56. 7. 1	図書の貸出，返却に電算機導入
57. 2. 14	西市民センター（現・早良市民センター）開館，図書室の利用開始
58. 8. 26	博多市民センター開館，図書室の利用開始
59. 4. 1	福岡市民図書館保存書庫整備
8. 1	城南市民センター開館，図書室の利用開始
63. 1. 1	西市民センターが早良市民センターに名称変更
3. 1	新たに西市民センター開館，図書室の利用開始，全区に市民センター図書室が揃う
10. 25	九州国連寄託図書館を承認開設
平成元. 7. 20	福岡市新図書館基本構想委員会発足
2. 2. 27	福岡市新図書館基本構想答申
3. 1. 31	福岡市新図書館基本計画答申
10. 27	特別資料室内に国際資料コーナーを開設
7. 7. 5	新図書館竣工
12. 1	新図書館の開館準備のため，福岡市民図書館休館
8. 4. 1	福岡市総合図書館設置，各市民センター図書室の分館化，総合図書館オンラインシステムの稼働
6. 29	早良区百道浜に福岡市総合図書館開館
10. 7. 1	パソコン通信による蔵書検索システムの一般公開開始
11. 1. 5	障がい者への図書郵送貸出サービス開始
7. 15	福岡市総合図書館ホームページ開設
12. 1. 30	博多南図書館開館
12. 27	パソコン通信による蔵書検索システムを廃止
13. 3. 2	九州大学中央図書館と相互貸借開始
4. 1	福岡都市圏の公共図書館等で広域利用開始
14. 5. 25	福岡市総合図書館と福岡市赤煉瓦文化館を活用した「福岡市文学館」を開設
10. 1	福岡工業大学付属図書館，福岡歯科大学情報図書館，福岡女学院大学図書館と相互貸借開始
15. 8. 9	和白図書館開館
11. 27	F I A F（国際フィルムアーカイヴ連盟）に加盟
16. 5. 1	西南学院大学図書館と相互貸借開始
10. 1	九州産業大学図書館と相互貸借開始
17. 4. 1	福岡女子大学付属図書館と相互貸借開始
18. 4. 1	中村学園大学図書館と相互貸借開始
11. 1	福岡大学図書館と相互貸借開始

年 月 日	事 項
平成19. 4. 1	新図書館システムの稼働，I C タグの導入 自動貸出機を福岡市総合図書館に2台，各9分館に1台設置，全分館にB D S の設置
10. 10	インターネット及び検索機（OPAC）による予約受付開始
22. 4. 1	アミカス図書室資料データおよび図書取り扱いの一元化
7. 20	西部図書館開館
8. 10	情報プラザ，地下鉄博多駅，別府駅に図書返却ポスト設置
24. 4. 1	西鉄薬院駅ビル，地下鉄西新駅，早良区入部出張所に図書返却ポスト設置 有料宅配サービスの開始
10. 1	福岡県立図書館との相互返却サービス開始
25. 4. 2	自動返却機を福岡市総合図書館に2台，各10分館に1台設置
26. 4. 1	木の葉モール橋本に図書返却ポスト設置
4. 2	福岡市無料公衆無線LANサービス「F u k u o k a C i t y W i - F i」供用開始
6. 20	福岡市総合図書館新ビジョン策定
11. 1	福岡市総合図書館の駐車場有料化開始
27. 2. 26	議会図書室への図書貸出開始
4. 1	福岡市市民福祉プラザ（ふくふくプラザ福祉図書・情報室）との相互返却サービス開始 学校図書館支援センター開設，本格運用開始
28. 4. 1	福岡市総合図書館に指定管理者制度を導入し，建物の管理・運営開始 福岡市総合図書館の開館時間を1時間拡大 国立病院機構九州がんセンターに図書返却ポスト設置
5. 20	S N S 及びメールマガジンによる情報配信サービス開始
6. 4	東図書館移転開館，指定管理者制度を導入し，管理・運営開始 東図書館の開館時間を3時間拡大し，開館日数も拡大（原則月曜休館を廃止）
29. 10. 1	福岡市科学館にて貸出・返却サービス開始

Ⅱ. 運営組織と予算（令和2年4月1日現在）

1. 運営組織

(1) 組織図及び分掌事務



【総合図書館指定管理者】

- ・よかたい図書館共同事業体〔東洋ビル管理(株)，西鉄ビルマネジメント(株)，九州メンテナンス(株)〕
- ・指定期間：平成28年4月1日～令和3年3月31日

【東図書館指定管理者】

- ・東図書館管理運営共同企業体〔(株)紀伊國屋書店，(株)日比谷花壇〕
- ・指定期間：平成28年6月4日～令和3年3月31日

(2) 職員配置

(単位:人)

区 分	総合図書館	分 館	合 計
一般職員	33 (4)	9 (0)	42 (4)
会計年度任用職員	46 (34)	56 (45)	102 (79)
合 計	79 (38)	65 (45)	144 (83)

※ ()内は、司書資格者数を再掲

【内訳】

	総 合 図 書 館					
	総館長	部長	運営課	図 書 サービス課	文学・ 映像課	計
職員数	1	1	9	44 (31)	24 (7)	79 (38)

※ ()内は、司書資格者数を再掲

	分 館										
	東	和白	博多	博多南	中央	南	城南	早良	西	西部	計
職員数	—	7 (5)	7 (5)	7 (5)	8 (5)	7 (5)	8 (5)	7 (5)	7 (5)	7 (5)	65 (45)

※ ()内は、司書資格者数を再掲

※東図書館は、指定管理者が職員を配置

2. 予算

歳 出	歳入内訳		
	特定財源		一般財源
	地方債	その他	
1,952,069	342,000	68,049	1,542,020

歳出内訳

事 項	金 額 (千円)
1 給与費等	716,737
2 管理運営費	538,284
一般管理費	143,733
施設管理費	246,500
分館運営費	145,131
映像機器の更新	2,574
学校図書館支援センター運営費	346
3 主催事業費	4,397
講座等経費	808
映像企画事業等経費	701
アジア映画等貸与事業	1,691
子ども読書活動の推進	1,197
4 資料収集経費	112,412
図書購入費	83,782
図書整理費	21,324
文書資料整理等経費	5,967
映像資料収集保存等経費	1,339
5 図書利用サービス費	81,537
一般利用サービス費	76,519
団体貸出運営費	5,018
6 国連寄託図書館経費	57
国連寄託図書館運営費	57
7 文学館費	4,731
文学館管理運営費	3,036
文学館事業費	1,695
8 施設整備費	493,971
総合図書館施設整備費	401,905
南図書館整備事業	12,718
早良南図書館開設準備	79,348
合 計	1,952,126

※ 令和2年度から会計年度任用職員制度導入に伴い、昨年度まで各事業費に計上していた約150人分の嘱託員報酬・臨職賃金等は「1 給与費等」へ計上。

Ⅲ. 施 設 概 要

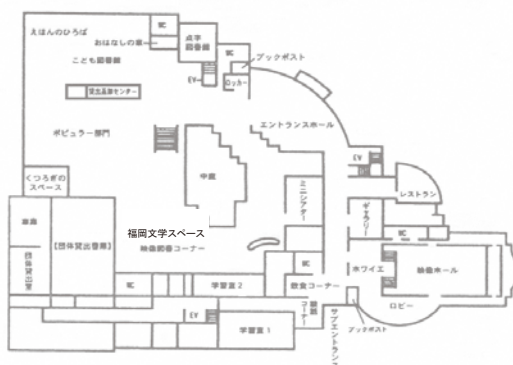
1. 総合図書館の施設概要

所 在 地	福岡市早良区百道浜3丁目7番1号	電 話	092-852-0600
敷 地 面 積	19,818㎡	F A X	092-852-0609
延 床 面 積	24,120㎡	開 館 日	平成8年6月29日
構 造	鉄筋コンクリート造・地上5階建		
施設内容等			

区 分		階	面積(㎡)	説 明
図 書 資 料 部 門	ポピュラー資料部門	1	2,336	小説, 文庫本, 実用書などを排架 館全体の貸出・返却センター
	こども図書館			乳幼児から中学生までの図書や絵本, 紙芝居などを排架
	点字図書館			点字図書等の貸出, 対面朗読サービス
	学習室	1	348	利用者の読書及び学習用(174席)
	ビデオライブラリー	1	885	ビデオ, CD等の排架及び貸出・返却
	ビデオ・CD書庫	1	140	ビデオ, CD等の書庫
	主題別部門	2	4,000	自然科学, 社会科学等のレファレンスカウンター 国際資料部門, 九州国連寄託図書館
	グループ研究室	2	36	図書館資料を使ったグループ研究用
	パソコンルーム	2	68	インターネット利用, 持参パソコンの利用
	マイクロリーダー室	2	17	新聞等のマイクロフィルム閲覧
	小 計		7,830	
	団体貸出	1	420	団体貸出図書の貸出・返却 学校図書館支援センター
		1	143	
		1	35	
		1	119	
	小 計		717	
	図書保存	3	460	古い新聞の保存・利用 最大120万冊保存
		4	30	
		4	2,001	
		4	690	
	小 計		3,181	
	収集整理室	3	413	図書資料の受入・整理
	計		12,141	
文 書 資 料 部 門	ギャラリー	1	75	福岡ゆかりの文学資料等を展示
	福岡文学スペース	1	73	福岡ゆかりの文学資料や文芸同人誌, 文学館発行の展示図録などを排架
	文書資料室	2	378	行政資料などを排架 公文書・古文書資料のマイクロフィルム閲覧
	郷土・特別資料室	2	602	福岡地域に関する郷土資料, アジア文化賞 関係図書, 福岡ゆかりの文学資料等を排架
	保 存 ス ペ ー ス	2	83	公文書, 古文書資料, 郷土資料, 新聞資料 等のマイクロフィルム保存
		2	244	行政資料を保存
		3	50	福岡ゆかりの文学者や団体の資料を保存
		3	125	公文書を保存
		4	406	公文書を保存
		4	377	古文書資料等を保存
		4	118	古文書資料等を保存
		小 計	1,403	
	文学資料整理室	3	38	福岡ゆかりの文学資料の収集・整理
	文書資料整理室	3	237	公文書, 古文書資料等の収集・整理
	計		2,806	

区 分		階	面積(㎡)	説 明
映像資料部門	映像ホール	1	932	定員246, 16ミリ, 35ミリ映写機, ビデオプロジェクター
	ミニシアター	1	133	定員50, 16ミリ映写機, ビデオプロジェクター
	試写室	3	144	映像資料の試写室, 調整室, デジタルアーカイヴ
	映像スタジオ	3	99	
	フィルム収蔵庫	3	236	
	映像資料室	3	73	映像関係資料の保存
	映像機材庫	3	33	映像関係機材の保存
	アジア映画資料室	3	73	アジア映画関係資料の保管
	映像資料整理室	3	227	映像資料の収集・整理
	計		1,950	
共通	エントランスホール	1	498	
	会議室	3	370	第1会議室150席・第2会議室48席
	事務室等	3	1,398	各部門の事務室等
	電算室等	3	201	電算室・入力室・帳票保管庫
	点字図書館事務室等	3	143	事務室, 録音室
	その他		4,613	
	計		7,223	
合 計			24,120	

(1 階)



(2 階)



(3 階)



2. 分館の施設概要

東図書館	〒813-0044 福岡市東区千早4丁目21番45号 なみきスクエア内 TEL (092) 674-3982 FAX (092) 674-3973 昭和52年7月16日開館（平成28年6月4日現在地へ移転開館）／753㎡（1階） （鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建一部4階建，延11,566㎡）
和白図書館	〒811-0213 福岡市東区和白丘1丁目22番27号 和白地域交流センター内 TEL (092) 608-8490 FAX (092) 608-8495 平成15年8月9日開館／644㎡（4階） （鉄筋コンクリート造6階建，延4,924㎡）
博多図書館	〒812-0015 福岡市博多区山王1丁目13番10号 博多市民センター内 TEL (092) 472-5996 FAX (092) 472-5999 昭和58年8月26日開館／541㎡（3階） （鉄筋コンクリート造5階建 延4,123㎡）
博多南図書館	〒812-0883 福岡市博多区南本町2丁目3番1号 博多南地域交流センター内 TEL (092) 502-8580 FAX (092) 502-8579 平成12年1月30日開館／563㎡（2階） （鉄筋コンクリート造11階建，延18,279㎡うち福岡市部分8,577㎡）
中央図書館	〒810-0042 福岡市中央区赤坂2丁目5番8号 中央市民センター内 TEL (092) 751-9534 FAX (092) 751-9535 昭和55年3月23日開館／486㎡（1階） （鉄筋コンクリート造3階建一部4階建，延3,406㎡）
南図書館	〒815-0032 福岡市南区塩原2丁目8番2号 南市民センター内 TEL (092) 561-3048 FAX (092) 561-3054 昭和53年7月22日開館／478㎡（1階） （鉄筋コンクリート造3階建，延5,218㎡）
城南図書館	〒814-0142 福岡市城南區片江5丁目3番25号 城南市民センター内 TEL (092) 864-4823 FAX (092) 864-4824 昭和59年8月1日開館／562㎡（1階） （鉄筋コンクリート造4階建，延4,068㎡）
早良図書館	〒814-0006 福岡市早良区百道2丁目2番1号 早良市民センター内 TEL (092) 845-8835 FAX (092) 845-8841 昭和57年2月14日開館／520㎡（2階） （鉄筋コンクリート造4階建一部5階建，延4,099㎡）
西図書館	〒819-0005 福岡市西区内浜1丁目4番39号 西市民センター内 TEL (092) 884-3874 FAX (092) 884-3895 昭和63年3月1日開館／453㎡及び児童図書室99㎡ 計552㎡（1階） （鉄筋コンクリート造4階建，延5,208㎡）
西部図書館	〒819-0367 福岡市西区西都2丁目1番1号 西部地域交流センター内 TEL (092) 807-8802 FAX (092) 807-8884 平成22年7月20日開館／610㎡（2階） （鉄筋コンクリート造3階建，延9,958㎡）

※ 市民センター内にある分館の開館年月日は，市民センターの開館年月日を表示

3. 総合図書館及び分館の入館者数

	令和元年度	平成30年度
総合図書館	780千人	850千人
東図書館	438千人	286千人
和白図書館	126千人	118千人
博多図書館	90千人	75千人
博多南図書館	105千人	87千人
中央図書館	180千人	140千人
南図書館	174千人	134千人
城南図書館	225千人	173千人
早良図書館	141千人	110千人
西図書館	191千人	147千人
西部図書館	173千人	129千人

* 平成30年度の分館入館者数は，計測機器の調整を行ったことから平成30年8月～平成31年3月の8ヶ月間の計測人数の概算を表示しています。

* 総合図書館は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため，令和2年2月27日から同年3月20日まで臨時休館を行いました。

IV. 図 書 館 活 動

1. 図書資料部門

図書資料部門（総合図書館）の概要

(1) 基本方針

図書資料部門は、総合図書館を生涯学習推進の中核施設と位置づけ、学習・情報・文化などの各分野において多様化・高度化する市民ニーズに的確に応えるため、市民生活に密着した情報提供を行うとともに、

ア 本市の図書館ネットワーク全体を統括するセンター機能

イ 幅広い豊富な資料を備える、高度で多様なレファレンスの中核機能

ウ 特にアジアを中心とした国際資料・情報の収集・提供を図る国際資料センター機能を有する福岡市図書館の中央館としてその整備充実を図る。

(2) 事業概要

ア 図書資料の収集・整理・保存

総合図書館は各分館との緊密なネットワークを構成し、図書、逐次刊行物、新聞の収集について一層の充実を努め、本館での基本資料の一元的保存を行う。

イ 貸出・返却サービスの充実

交通不便等の理由により来館困難な方への利用者サービスの向上を図るため、市中心部、交通結節点など市内10カ所に図書返却ポスト等を設置するとともに、有料宅配サービスを実施している。

また、福岡県立図書館との相互返却サービスの提供も行っている。

ウ レファレンスサービスの充実

利用者から寄せられる質問・相談に対し、一般参考、人文科学、社会科学、自然科学、国際、国連などの所蔵資料やオンラインデータベース等の電子情報を活用してレファレンスサービスの充実を図る。

エ 読書普及活動

読書活動ボランティア講座や講演会等を行う。

オ 団体貸出

地域文庫をはじめとする地域団体、留守家庭子ども会や学校・PTA等の登録団体に対し図書館車や配本車による図書資料の団体貸出を行い、子ども達をはじめ広く市民の読書活動への支援を行う。

カ 各種図書館間協力ネットワークの構築

県内公共図書館、国立国会図書館、大学図書館、専門図書館との相互協力ネットワークの推進を図る。

キ 学校図書館への支援

学校図書館の効果的運用を図るため、総合図書館内に「学校図書館支援センター」を設置し、学校図書館関係者を対象として、「情報」「ひと」「もの」の3点から支援を行う。

(3) 今年度の主な事業

事業名	内 容	実施時期
貸出・返却拠点等の新設	図書館利用者の利便性向上を図るため、新たな図書の貸出・返却拠点の設置について検討し、設置に向けた諸調整を行う。	通年
青少年の読書推進	青少年の読書を推進するために、ヤングアダルト向け資料の充実や関係団体と連携したイベントの実施に取り組む。	通年
学校図書館支援センター	学校からの相談対応、要請及び年間計画による訪問の実施により充実した支援を進める。 学習支援用図書の授業での積極的な活用を進める。 小学校5・6年生を対象とした「小学生読書リーダー養成講座」を実施する。	通年
医療情報の提供	課題解決支援として情報提供の充実を図るため、九州がんセンターと連携し、シリーズ化したがんに関する講演会を開催する。	講演会 4月、10月

図書資料部門（分館）の概要

平成8年の総合図書館の設置を機会に、それまでの市民センター内図書室を総合図書館の分館として位置付け、相互に緊密な連携を図り図書館サービスの充実を図っている。

(1) 総合図書館との連携

ア 図書の選定及び購入の一体化

(ア) 収集方針に基づき、各館・部門において選定

(イ) 発注、購入事務は、総合図書館で一括管理、整備基準も同一

イ サービス方法の一体化

(ア) 同一の電算オンラインシステムによる登録、貸出、返却（図書貸出カード各館共通利用）

(イ) 図書の相互貸借による効率的利用

(ウ) レファレンス業務の有機的連携

(エ) 全市的な予約受付による迅速な資料提供

ウ 各種読書行事の共同開催

エ 連絡会、研修会等の開催

オ 連絡車を毎日運行

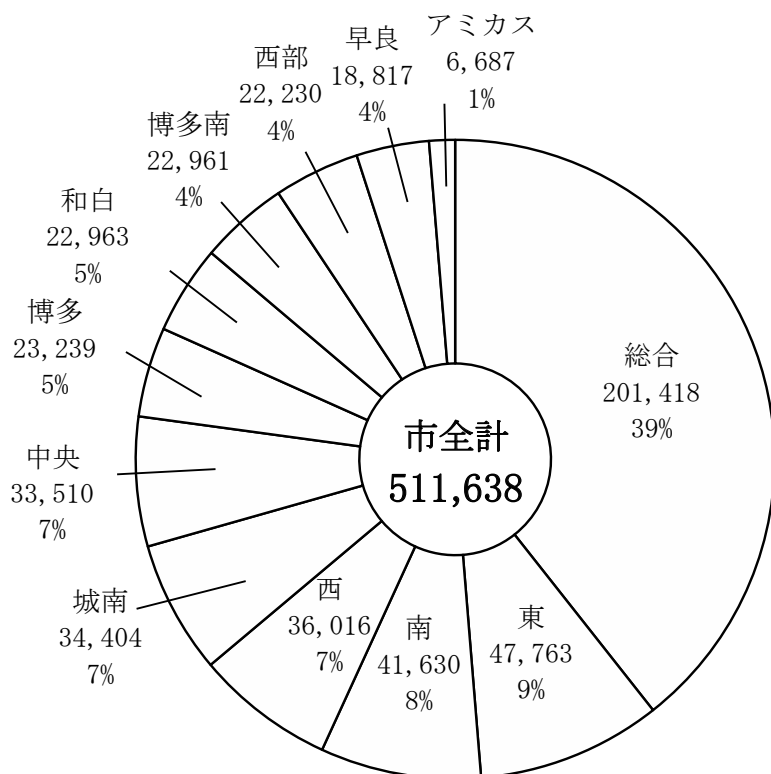
(2) 蔵書及び奉仕活動

各館の図書収容能力は約60,000冊である。一般図書については、教養、家事、趣味、小説などを主として、特に女性や高齢者対象の実用書も充実している。児童図書は誰でも気軽に親しみやすい絵本、物語、むかしばなし、童話や紙芝居などを所有している。また「おはなし会」その他の読書行事等を実施し、地域での読書普及活動に努めている。

総合図書館・分館の活動及び実績

(1) 資料の利用状況

令和元年度個人登録者数 館別構成（単位：人）



ア 個人登録者数

区 分		令和元年度	構成比	平成30年度	平成29年度
総 合 図 書 館	児 童	12,251	6.1%	12,465	12,413
	生 徒	13,385	6.6%	13,490	13,670
	一 般	175,782	87.3%	167,960	159,384
	計	201,418	—	193,915	185,467
東 図 書 館	児 童	4,860	10.2%	4,770	4,572
	生 徒	4,061	8.5%	3,657	3,179
	一 般	38,842	81.3%	35,294	31,291
	計	47,763	—	43,721	39,042
和 白 図 書 館	児 童	1,326	5.8%	1,407	1,479
	生 徒	1,935	8.4%	2,033	2,077
	一 般	19,702	85.8%	18,923	18,125
	計	22,963	—	22,363	21,681
博 多 図 書 館	児 童	1,825	7.9%	1,821	1,833
	生 徒	1,654	7.1%	1,616	1,602
	一 般	19,760	85.0%	18,675	17,583
	計	23,239	—	22,112	21,018
博多南 図 書 館	児 童	2,037	8.9%	2,190	2,053
	生 徒	1,984	8.6%	1,895	1,921
	一 般	18,940	82.5%	18,003	17,079
	計	22,961	—	22,088	21,053
中 央 図 書 館	児 童	1,783	5.4%	1,831	1,772
	生 徒	1,615	4.8%	1,544	1,521
	一 般	30,112	89.9%	28,498	26,966
	計	33,510	—	31,873	30,259
南 図 書 館	児 童	3,194	7.7%	3,098	3,081
	生 徒	3,412	8.2%	3,449	3,490
	一 般	35,024	84.1%	33,217	31,350
	計	41,630	—	39,764	37,921
城 南 図 書 館	児 童	2,799	8.0%	2,867	2,887
	生 徒	3,158	9.2%	3,172	3,188
	一 般	28,447	82.7%	27,102	25,660
	計	34,404	—	33,141	31,735
早 良 図 書 館	児 童	1,621	8.6%	1,626	1,554
	生 徒	1,487	7.9%	1,470	1,458
	一 般	15,709	83.5%	15,035	14,318
	計	18,817	—	18,131	17,330
西 図 書 館	児 童	2,632	7.3%	2,760	2,859
	生 徒	3,187	8.8%	3,266	3,339
	一 般	30,197	83.8%	28,856	27,414
	計	36,016	—	34,882	33,612
西 部 図 書 館	児 童	2,442	11.0%	2,440	2,478
	生 徒	2,483	11.2%	2,439	2,278
	一 般	17,305	77.8%	15,959	14,683
	計	22,230	—	20,838	19,439
分 館 計	児 童	24,519	8.1%	24,810	24,568
	生 徒	24,976	8.2%	24,541	24,053
	一 般	254,038	83.7%	239,562	224,469
	計	303,533	—	288,913	273,090
福岡市男女共同参画 推進センター アミカス図書室	児 童	295	4.4%	293	263
	生 徒	274	4.1%	244	222
	一 般	6,118	91.4%	5,745	5,356
	計	6,687	—	6,282	5,841
合 計	児 童	37,065	7.2%	37,568	37,244
	生 徒	38,635	7.6%	38,275	37,945
	一 般	435,938	85.2%	413,267	389,209
	計	511,638	—	489,110	464,398

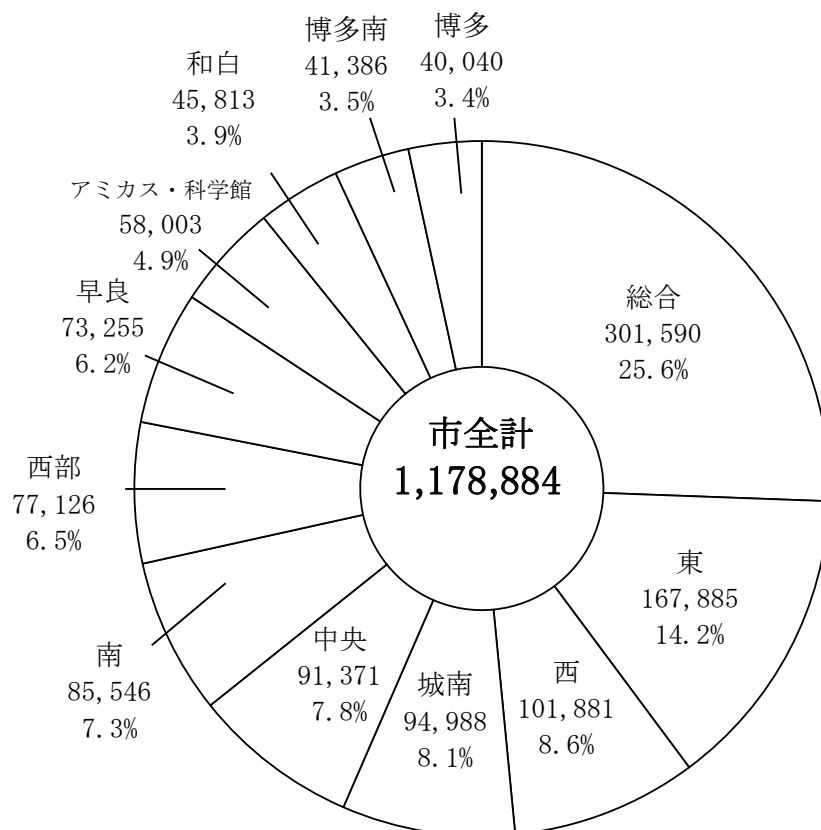
イ 個人貸出利用者数

(単位:人)

区 分		令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
総 合 図 書 館		301,590	330,387	343,109	361,641	376,771	395,613
分 館 等	東 図 書 館	167,885	162,910	158,131	130,003	62,232	75,164
	和 白 図 書 館	45,813	49,571	49,958	58,082	60,743	58,946
	博 多 図 書 館	40,040	39,568	41,250	44,819	48,075	50,232
	博多南 図 書 館	41,386	43,708	44,557	48,303	51,990	51,568
	中 央 図 書 館	91,371	90,059	91,343	99,984	103,696	105,506
	南 図 書 館	85,546	86,586	83,251	81,350	87,369	88,615
	城 南 図 書 館	94,988	97,157	97,266	99,718	104,822	106,674
	早 良 図 書 館	73,255	75,366	73,800	77,502	75,733	41,680
	西 図 書 館	101,881	102,779	101,334	106,919	113,078	118,246
	西 部 図 書 館	77,126	80,166	80,496	82,835	86,960	89,100
	アミカス・科学館	58,003	56,145	46,801	42,641	46,039	46,007
	計	877,294	884,015	868,187	872,156	840,737	831,738
合 計		1,178,884	1,214,402	1,211,296	1,233,797	1,217,508	1,227,351

*科学館が平成29年10月1日開館

令和元年度個人貸出利用者数 館別構成 (単位:人)



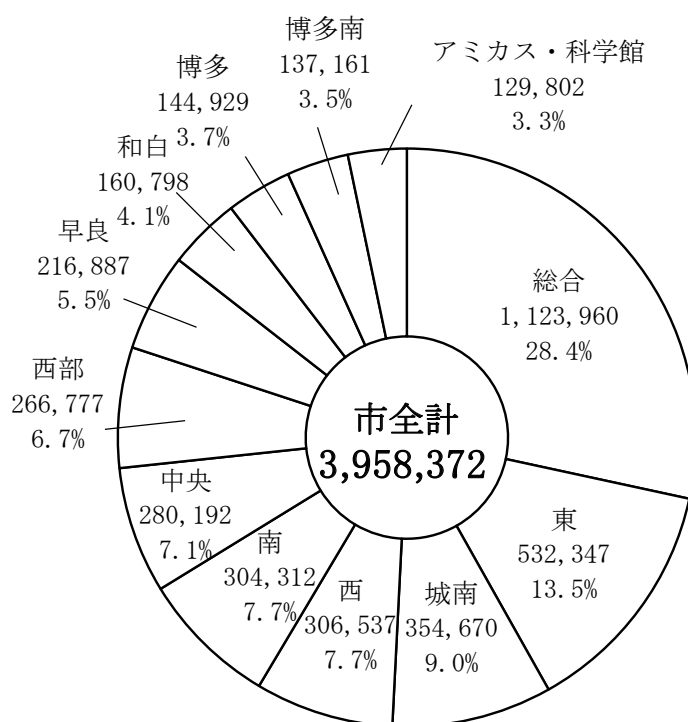
ウ 個人貸出冊数

(単位:冊, %)

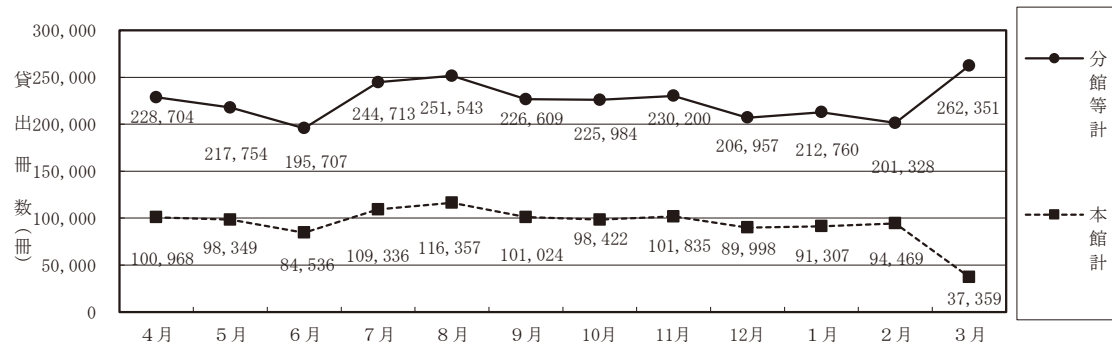
区 分		令和元年度			自動貸出機 利用冊数	平成30年度	平成29年度	平成28年度
		一般書	児童書	計				
総 合 図 書 館		781,579	342,381	1,123,960	529,381 47.1%	1,242,075	1,304,095	1,375,600
分 館 等	東 図 書 館	342,145	190,202	532,347	263,002 49.4%	515,243	502,724	415,780
	和 白 図 書 館	109,743	51,055	160,798	103,469 64.3%	173,973	179,489	213,354
	博 多 図 書 館	90,324	54,605	144,929	75,897 52.4%	148,040	155,618	169,200
	博多南図書館	90,945	46,216	137,161	63,644 46.4%	148,221	154,437	166,828
	中 央 図 書 館	193,826	86,366	280,192	122,679 43.8%	273,094	279,618	304,773
	南 図 書 館	179,657	124,655	304,312	151,849 49.9%	304,037	298,286	288,736
	城 南 図 書 館	226,889	127,781	354,670	171,694 48.4%	368,646	370,425	377,656
	早 良 図 書 館	148,531	68,356	216,887	99,031 45.7%	221,257	220,887	234,800
	西 図 書 館	202,681	103,856	306,537	144,816 47.2%	308,639	310,436	330,842
	西 部 図 書 館	158,419	108,358	266,777	166,484 62.4%	278,217	284,394	299,020
	アミカス・科学館	102,205	27,597	129,802	0 0.0%	127,531	106,637	97,514
	計	1,845,365	989,047	2,834,412	1,362,565 48.1%	2,866,898	2,862,951	2,898,503
合 計		2,626,944	1,331,428	3,958,372	1,891,946 47.8%	4,108,973	4,167,046	4,274,103

※「自動貸出機利用冊数」は、貸出冊数計の内、自動貸出機を利用して貸出された冊数及び貸出冊数計に占める割合

令和元年度個人貸出冊数 館別構成 (単位:冊)



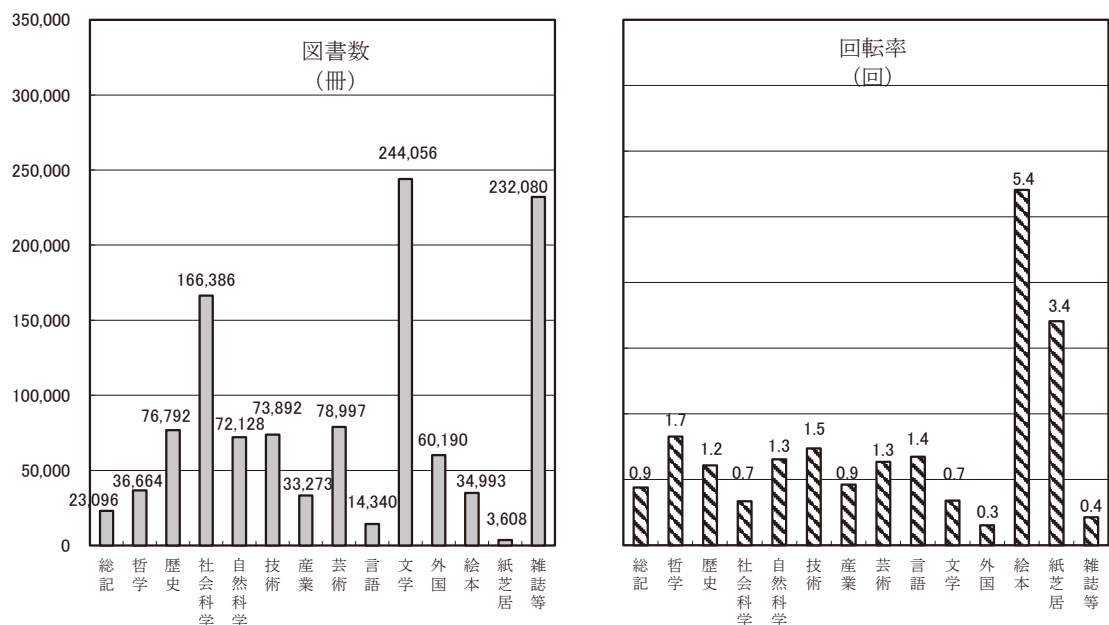
エ 月別貸出冊数の推移(令和元年度)



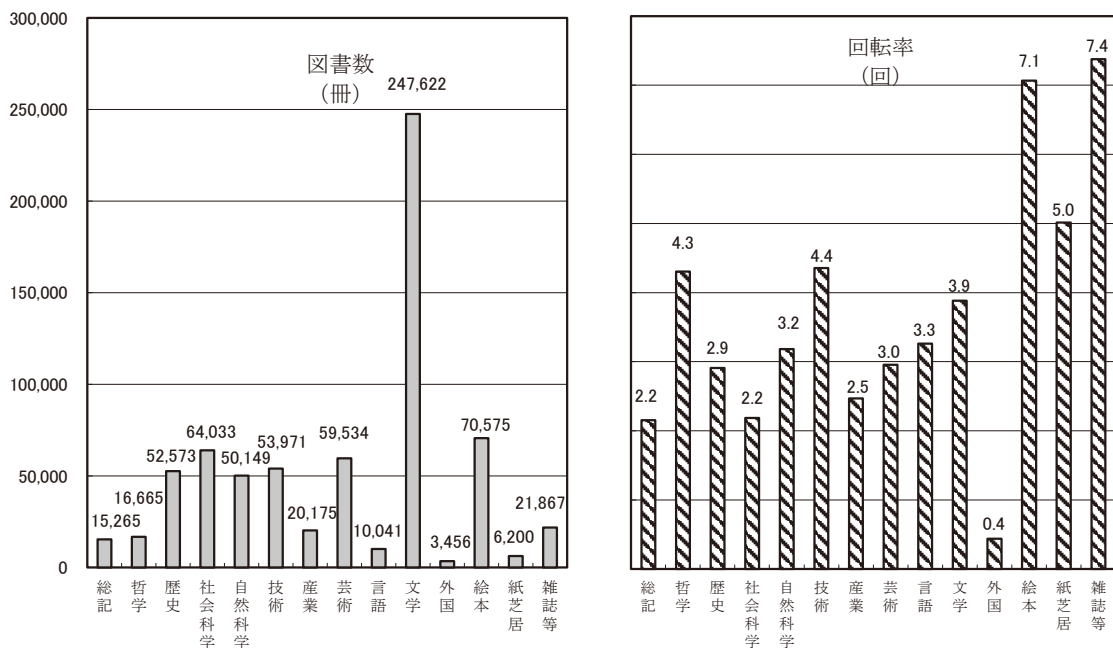
※ 図書特別整理期間等 : 令和2年 2月 3日から 2月 9日 東図書館
 令和2年 2月 3日から 2月11日 博多南, 南, 早良, 西部図書館
 令和2年 2月17日から 2月25日 和白, 博多, 中央, 城南, 西図書館
 令和2年 2月27日から 3月20日 総合図書館 (新型コロナウイルス感染症拡大防止による臨時休館)

オ 貸出可能図書分類別利用状況(令和元年度)

(ア) 総合図書館

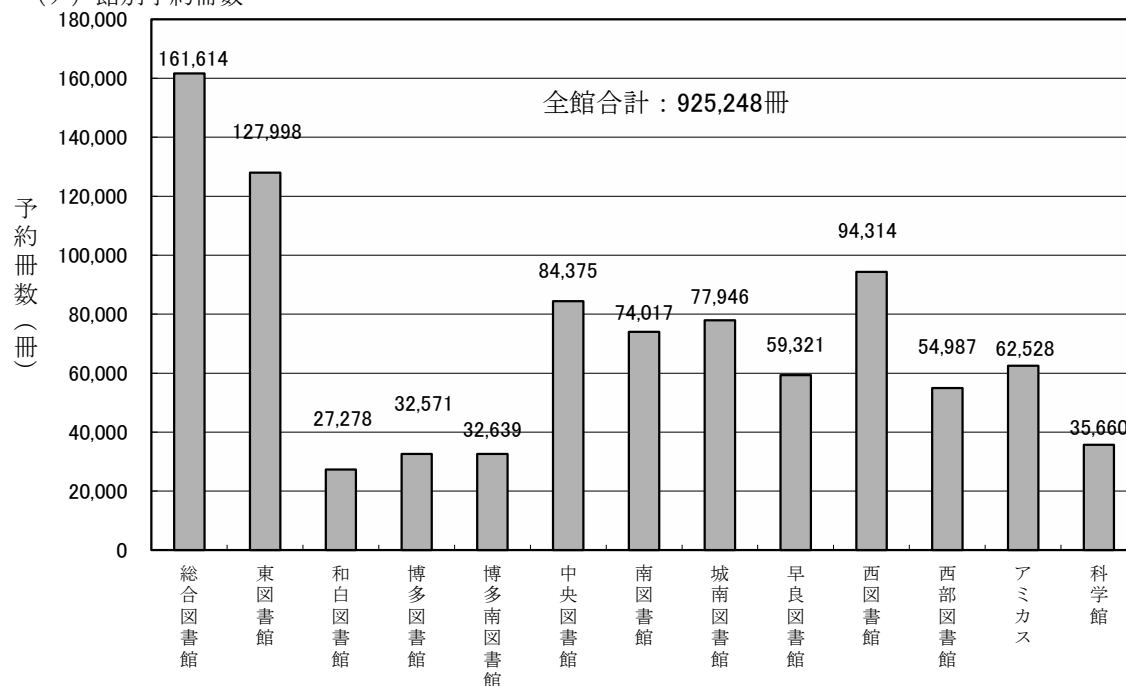


(イ) 分館

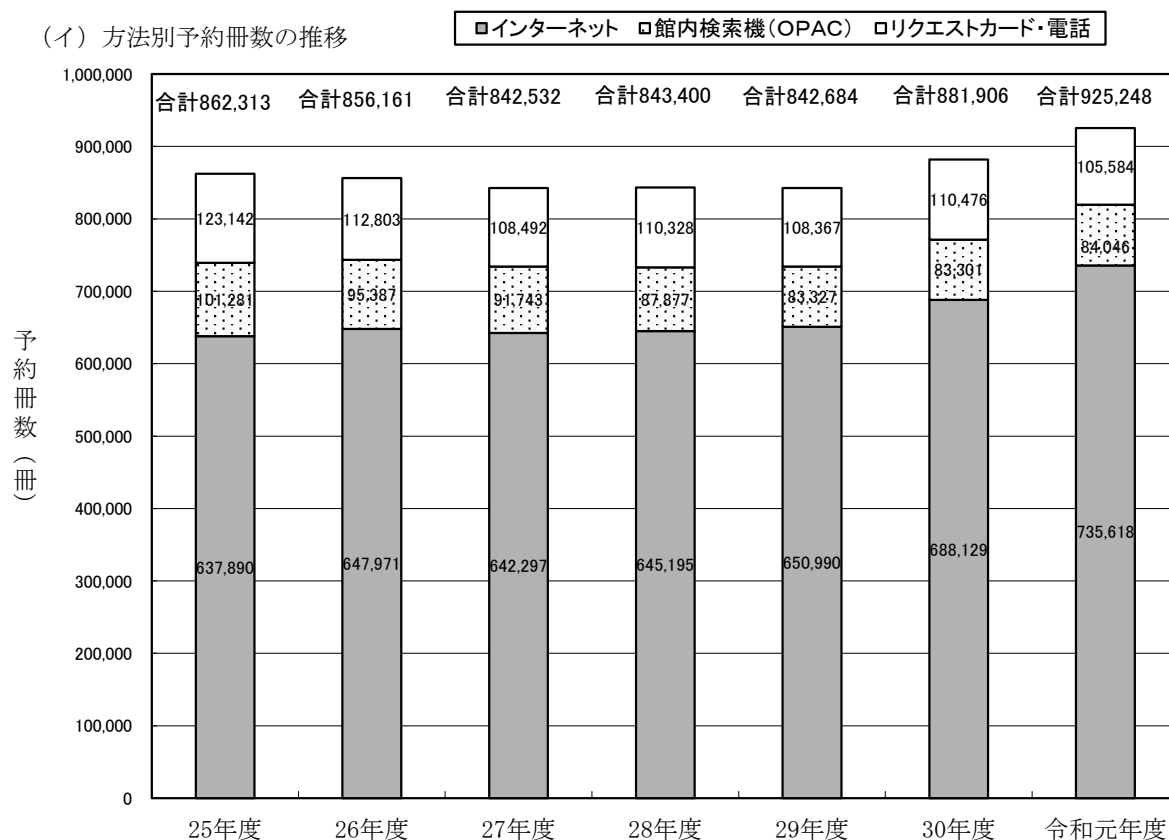


カ 予約（リクエスト）サービス（令和元年度）

(ア) 館別予約冊数



(イ) 方法別予約冊数の推移



(ウ) Web OPAC 検索件数

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成元年度
アクセス件数	1,300,701	1,285,267	1,361,398	860,606

※ インターネットからの蔵書検索回数

(2) 資料の収集状況
ア 図 書

区 分			令和元年度収集			除籍等	令和元年度末 蔵 書 冊 数
			購入	寄贈等	計		
総合図書館	一般	一般図書	6,340	1,286	7,626	3,679	737,293
		参考図書	530	92	622	36	67,768
		国際資料	814	216	1,030	6	77,396
		郷土資料	561	367	928	4	103,062
		小 計	8,245	1,961	10,206	3,725	985,519
	こども	児童研究資料	553	39	592	53	30,042
		児童資料	2,229	190	2,419	862	110,805
		小 計	2,782	229	3,011	915	140,847
	団体貸出	一般図書	652	69	721	261	52,318
		児童図書	4,856	3	4,859	3,147	137,209
		小 計	5,508	72	5,580	3,408	189,527
	計		16,535	2,262	18,797	8,048	1,315,893
	東	一般図書	1,526	1,404	2,930	166	49,135
児童図書		726	132	858	487	22,183	
小 計		2,252	1,536	3,788	653	71,318	
和 白	一般図書	1,212	1,029	2,241	434	56,974	
	児童図書	612	39	651	964	23,847	
	小 計	1,824	1,068	2,892	1,398	80,821	
博 多	一般図書	1,265	104	1,369	96	45,663	
	児童図書	699	35	734	900	21,227	
	小 計	1,964	139	2,103	996	66,890	
博 多 南	一般図書	1,258	1,122	2,380	921	48,562	
	児童図書	500	24	524	1,537	27,191	
	小 計	1,758	1,146	2,904	2,458	75,753	
中 央	一般図書	1,408	126	1,534	1,214	45,652	
	児童図書	495	33	528	1,724	19,487	
	小 計	1,903	159	2,062	2,938	65,139	
南	一般図書	1,365	208	1,573	734	44,928	
	児童図書	615	73	688	1,257	17,941	
	小 計	1,980	281	2,261	1,991	62,869	
城 南	一般図書	1,104	204	1,308	387	45,946	
	児童図書	687	62	749	1,274	18,777	
	小 計	1,791	266	2,057	1,661	64,723	
早 良	一般図書	1,149	151	1,300	310	43,665	
	児童図書	584	59	643	725	20,518	
	小 計	1,733	210	1,943	1,035	64,183	
西	一般図書	1,426	189	1,615	123	41,896	
	児童図書	518	45	563	1,392	17,210	
	小 計	1,944	234	2,178	1,515	59,106	
西 部	一般図書	1,097	969	2,066	798	53,515	
	児童図書	627	37	664	1,429	17,143	
	小 計	1,724	1,006	2,730	2,227	70,658	
分館計			18,873	6,045	24,918	16,872	681,460
合 計			35,408	8,307	43,715	24,920	1,997,353

(単位：冊)

平成30年度末 蔵書冊数	平成29年度末 蔵書冊数	平成28年度末 蔵書冊数	平成27年度末 蔵書冊数	平成26年度末 蔵書冊数	平成25年度末 蔵書冊数
733,346	729,738	726,265	722,174	717,602	714,145
67,182	66,640	66,033	65,330	64,648	63,991
76,372	75,581	74,468	73,315	72,161	70,984
102,138	101,433	100,531	99,739	98,598	97,603
979,038	973,392	967,297	960,558	953,009	946,723
29,503	29,085	28,857	28,541	28,687	28,400
109,248	107,859	108,746	107,689	106,156	105,494
138,751	136,944	137,603	136,230	134,843	133,894
51,858	51,678	51,421	54,458	55,710	57,207
135,497	134,629	133,832	138,542	143,008	144,921
187,355	186,307	185,253	193,000	198,718	202,128
1,305,144	1,296,643	1,290,153	1,289,788	1,286,570	1,282,745
46,371	43,788	41,853	37,809	43,729	43,441
21,812	20,824	19,468	17,260	18,720	18,667
68,183	64,612	61,321	55,069	62,449	62,108
55,167	54,326	54,282	53,976	53,737	54,312
24,160	23,161	22,795	22,789	22,428	22,161
79,327	77,487	77,077	76,765	76,165	76,473
44,390	43,545	44,347	44,927	44,804	45,145
21,393	20,993	20,959	20,671	20,294	20,634
65,783	64,538	65,306	65,598	65,098	65,779
47,103	46,515	46,991	47,258	47,687	47,568
28,204	27,680	27,723	27,498	27,621	27,737
75,307	74,195	74,714	74,756	75,308	75,305
45,332	44,805	45,385	45,328	46,439	45,829
20,683	20,133	20,035	20,004	20,138	20,035
66,015	64,938	65,420	65,332	66,577	65,864
44,089	43,118	45,531	46,193	45,965	46,647
18,510	17,549	18,071	17,894	17,630	17,485
62,599	60,667	63,602	64,087	63,595	64,132
45,025	44,863	44,893	45,073	45,267	44,968
19,302	19,015	18,936	18,847	18,557	18,465
64,327	63,878	63,829	63,920	63,824	63,433
42,675	41,742	41,134	40,422	40,058	41,568
20,600	19,798	19,477	19,329	19,066	19,231
63,275	61,540	60,611	59,751	59,124	60,799
40,404	40,661	41,194	43,181	42,873	42,735
18,039	17,762	18,058	18,584	18,175	18,403
58,443	58,423	59,252	61,765	61,048	61,138
52,247	51,967	52,082	51,701	50,993	49,837
17,908	17,175	16,907	16,595	16,286	15,932
70,155	69,142	68,989	68,296	67,279	65,769
673,414	659,420	660,121	655,339	660,467	660,800
1,978,558	1,956,063	1,950,274	1,945,127	1,947,037	1,943,545

イ 逐次刊行物収集一覧(令和2年4月1日現在)

区 分	購 入						その他の寄贈	
	雑 誌		新 聞		法令集 追 録	国会議 事録他	雑誌	新聞
	日本	外国	日本	外国				
総 合	458種	45種	47種	17種	6種	2種	548種	14種
東	68種	—	7種	—	—	—	5種	8種
和 白	102種	—	8種	—	—	—	6種	8種
博 多	63種	—	6種	—	—	—	3種	6種
博 多 南	76種	—	6種	—	—	—	1種	7種
中 央	63種	—	6種	—	—	—	4種	7種
南	68種	—	6種	—	—	—	8種	5種
城 南	66種	—	6種	—	—	—	7種	7種
早 良	68種	—	6種	—	—	—	2種	8種
西	60種	—	6種	—	—	—	1種	7種
西 部	63種	—	7種	—	—	—	3種	9種

ウ マイクロフィルム (令和2年4月1日現在) (単位：巻)

新 聞	雑 誌	明治期刊行図書	官 報	一般資料	計
6,087	53	16,358	1,079	722	24,299

エ オンラインデータベース (令和2年4月1日現在) タイトル数 7 種類

(3) その他の利用状況

ア 個人貸出部門

(ア) 相談事務 (令和元年度)

① 主題別部門

(単位：件)

区 分	窓口相談	電話相談	文書相談	電子メール	計
レファレンス	25,217	11,001	18	58	36,294
利 用 案 内	7,737	2,698	0	35	10,470
計	32,954	13,699	18	93	46,764

レファレンスの部門別内訳

(単位：件)

区 分		所蔵調査	書誌調査	文献調査	事実調査	計
一般参考 部 門	口 頭	414	12	115	25	566
	電 話	41	3	24	17	85
	文 書・FAX	0	0	0	0	0
	電子メール	0	0	1	1	2
	計	455	15	140	43	653
人文科学 部 門	口 頭	7,845	136	4,053	199	12,233
	電 話	5,835	140	618	63	6,656
	文 書・FAX	1	1	7	1	10
	電子メール	12	2	13	0	27
	計	13,693	279	4,691	263	18,926
社会科学 部 門	口 頭	3,312	49	1,056	160	4,577
	電 話	1,779	53	268	27	2,127
	文 書・FAX	0	0	1	2	3
	電子メール	9	2	4	2	17
	計	5,100	104	1,329	191	6,724
自然科学 部 門	口 頭	2,470	48	792	89	3,399
	電 話	1,015	20	191	9	1,235
	文 書・FAX	0	0	1	0	1
	電子メール	1	0	8	3	12
	計	3,486	68	992	101	4,647
国際資料 部 門	口 頭	2,859	8	847	200	3,914
	電 話	657	1	204	12	874
	文 書・FAX	1	0	1	2	4
	電子メール	0	0	0	0	0
	計	3,517	9	1,052	214	4,792
国連資料 部 門	口 頭	264	0	166	98	528
	電 話	15	0	3	6	24
	文 書・FAX	0	0	0	0	0
	電子メール	0	0	0	0	0
	計	279	0	169	104	552
計	口 頭	17,164	253	7,029	771	25,217
	電 話	9,342	217	1,308	134	11,001
	文 書・FAX	2	1	10	5	18
	電子メール	22	4	26	6	58
	計	26,530	475	8,373	916	36,294

②ポピュラー部門（令和元年度）（単位：件）

区 分	窓口相談	電話相談	計
レファレンス	9,587	1	9,588
利 用 案 内	14,275	4,392	18,667
計	23,862	4,393	28,255

③こども図書館（令和元年度）（単位：件）

区 分	窓口相談	電話相談	電子メール	計
レファレンス	7,251	17	3	7,271
利 用 案 内	3,923	24	0	3,947
計	11,174	41	3	11,218

④各分館（令和元年度）

（単位：件）

区 分	東		和白		博多		博多南		中央		南		城南		早良		西		西部		計	
	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話	窓口	電話
レファレンス	4,133	1,377	2,021	457	1,187	337	1,056	511	5,908	2,312	2,519	808	4,418	1,450	2,859	583	3,443	696	4,706	1,570	32,250	10,101
利用案内	4,733	3,650	2,826	1,204	635	782	870	780	5,075	4,047	2,308	2,003	10,296	3,368	3,205	1,575	2,401	1,649	4,598	1,908	36,947	20,966
計	8,866	5,027	4,847	1,661	1,822	1,119	1,926	1,291	10,983	6,359	4,827	2,811	14,714	4,818	6,064	2,158	5,844	2,345	9,304	3,478	69,197	31,067

⑤国立国会図書館のレファレンス協同データベース登録状況

（単位：件）

区 分	令和元年度	平成30年度	平成29年度
事例登録数	110	113	100
事例被参照数	212,402	129,949	133,102

※全国の図書館等がレファレンス事例を登録し、図書館員や一般利用者に提供するシステム

(イ) 複写サービス

（単位：枚）

区 分	令和元年度	平成30年度	平成29年度
電子（モノクロ） （CD-ROM含む）	249,613	261,799	278,522
電子（カラー）	3,875	2,915	3,737
マイクロフィルム	9,483	13,299	14,634
計	262,971	278,013	296,893

(ウ) マイクロフィルム等閲覧件数

（単位：件）

区 分	令和元年度	平成30年度	平成29年度
マイクロフィルム	1,815	1,814	2,000
オンラインデータベース	1,127	1,233	1,307
インターネット	5,756	7,095	7,528

※郷土資料は除く。

(エ) 国立国会図書館 デジタル化資料送信サービス利用状況

区 分	令和元年度	平成30年度	平成29年度
利用者数（人）	202	160	140
複写タイトル数（件）	287	515	278
【再計】複写枚数（枚）	2,668	2,632	3,280

※国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手困難な資料が対象
（平成26年1月21日～ サービス開始）

(オ) ボランティア活動実績

区 分	令和元年度	平成30年度	平成29年度
登録者	74人	68人	74人
1日平均活動人数	4.35人	5.78人	5.89人
1回あたりの平均活動時間	1時間45分	1時間42分	1時間42分
総活動時間	2,070時間	2,856時間	2,885時間

イ 団体貸出部門

(ア) 登録団体(各年度：4月1日現在)

区 分	令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度	
	団体	会員数	団体	会員数	団体	会員数	団体	会員数	団体	会員数
公 民 館	62	6,415	62	6,572	61	6,473	61	6,526	56	7,082
留守家庭 子ども会	129	16,565	129	16,132	127	15,511	126	14,914	123	13,353
集 会 所 等	86	12,144	78	11,252	73	10,590	65	9,892	61	9,803
学校・P T A	79	30,302	78	30,352	78	29,848	76	28,270	73	26,993
高齢者施設等	59	28,120	49	21,352	47	21,369	47	21,272	43	3,503
計	415	93,546	396	85,660	386	83,791	375	80,874	356	60,734

(イ) 区別登録団体数(各年度：4月1日現在)

区 分	東	博多	中央	南	城南	早良	西	計
令和2年度	77	38	40	53	34	104	69	415
令和元年度	73	38	39	50	33	99	64	396
平成30年度	73	38	36	48	33	96	62	386
平成29年度	72	36	31	47	34	94	61	375
平成28年度	68	37	29	43	32	90	57	356

(ウ) 団体貸出状況

区 分	児 童		一 般		計	
	配本冊数	利用冊数	配本冊数	利用冊数	配本冊数	利用冊数
令和元年度	176,127	211,355	31,021	37,218	207,148	248,573
平成30年度	180,658	216,465	31,848	38,214	212,506	254,679
平成29年度	189,062	226,719	34,178	41,004	223,240	267,723
平成28年度	197,940	236,969	34,810	41,768	232,750	278,737
平成27年度	195,621	229,890	33,296	39,331	228,917	269,221

(4) 読書普及活動（令和元年度）

ア 読書行事
総合図書館

行 事 名		期 日	内 容	講師等(敬称略)	回 数	延べ 参加人数等	
読書活動 ボラン ティア 講座	絵本の読み 聞かせコース	5月22日(水)	読み聞かせの基本	佐賀女子短期大学名誉教授 白根恵子	8	343	
		5月29日(水)	読み聞かせの実演	福岡おはなしの会会員			
		6月7・11・12日 のうち1日	読み聞かせの実習	〃			
		6月18・19・21日 のうち1日	〃	〃			
	ストーリー テリングコース	9月10日(火)	ストーリーテリングの基本	佐賀女子短期大学名誉教授 白根恵子	6	138	
		9月18日(水)	ストーリーテリングの実演	福岡おはなしの会会員			
		11月15・20日 のうち1日	ストーリーテリングの実習	〃			
		11月22・27日 のうち1日	〃	〃			
	2月21日(金)→中止	〃 おさらい会	〃				
お は な し 会		毎週土曜日 日曜日	幼児から小学生を対象に、おはなし、絵本の読み聞かせ、紙芝居等	図書館職員 福岡おはなしの会会員	87	3,146	
こぐまちゃん おはなし会		毎月第2金曜日	0～2歳児と保護者を対象に、わらべうた、絵本の読み聞かせ等	福岡おはなしの会会員	11	414	
こ だ も の 日 特別おはなし会		5月 5日(日)	幼児から小学生を対象に、絵本の読み聞かせ、工作、わらべうた等	福岡おはなしの会会員	1	79	
一日おはなし会		7月28日(日)	幼児から小学生を対象に、おはなし、絵本の読み聞かせ等	福岡おはなしの会会員 (共催)	1	123	
クリスマス 特別おはなし会		12月22日(日)	幼児から小学生を対象に、おはなし、絵本の読み聞かせ、パネルシアター、パズルあそび等	福岡おはなしの会会員	1	245	
ストーリーテリングの夕べ～ 大人のためのおはなし会～		5月25日(土) 7月27日(土) 9月28日(土) 11月23日(土) 1月25日(土)	大人を対象に日本の昔話、世界の話、創作の物語を聞いて楽しむおはなし会	福岡おはなしの会会員 (共催)	5	137	
布の絵本講習会		5月16日(木)から 7月18日(木)まで	手づくり布の絵本作成の講習	手づくり布の絵本の会 (共催)	6	270	
		9月 5日(木)から 11月21日(木)まで			6	222	
小学生読書リーダー 養成講座		6月15日(土) 6月22日(土) 7月 6日(土)	小学5～6年生を対象に、読書の意義、図書館の本の探し方、絵本の読み聞かせ等の講習を行い、学校図書館活動の実践での活用を図る。	図書館職員	3	222 (認定者数)	
夏休み図書館の 達人講座		7月26日(金) 8月 1日(木)	小学4～6年生を対象に、夏休みの自由研究等にも役立つ図書館を利用した調べ学習の方法を学ぶことで、図書館の利用に関する基本的知識の習得を図る。	図書館職員	2	33	
福岡市ブックスタート事業 「絵本ふれあいタイム」 ボランティア研修会		10月24日(木)	乳幼児の4か月児健診の機会に赤ちゃんに絵本を手渡すブックスタート事業で、絵本の読み聞かせの楽しみ方や赤ちゃんとの遊び方等を説明、実演するボランティアの研修会	出原道恵 (NPOブックスタート) 八尋理恵 (太宰府おはなし会代表)	1	107	
読書ノートの配付		こども読書週間 (4/23～5/12)、福岡市子どもと本の日 (毎月23日)に配付	読んだ本の感想や読みたい本等をメモする読書ノートを配付し、子どもの読書を支援する。			15	473
九州がんセンター がん講演会		4月13日(土)	もっと知りたい！すい臓がんのこと	九州がんセンター 消化器・肝胆膵内科医長 久野 晃聖	1	76	
		11月30日(土)	正しく知ろう！がんゲノム医療	九州がんセンター 腫瘍遺伝学研究室長 織田 信弥	1	41	
起業・経営相談会		4月14日(日)から 2月 9日(日)まで	ビジネス支援のひとつとして中小企業診断士による起業・経営相談会を実施	中小企業診断士 (一般社団法人 福岡県中小企業 診断士協会)	63	15	
CHINESE DAY! INDONESIA DAY! (チャイニーズDAY!インド ネシアンDAY!)		10月14日(月・祝)	中国舞踏、インドネシア楽器の演奏のワークショップと発表、中国語による絵本の読みきかせ、「私の好きなアジアの本」の紹介	中国 習悦中文学校の児童 インドネシア トゥマンハティふくおか所属 あんくるんるん 福岡ガムラン倶楽部LOU	1	64	
としょかんde落語会 (秋の会)		10月6日(日)	図書館利用の促進を図るため、福岡で活動する落語愛好家を招待し、図書館で落語会を開催。	ふくおか素人落語会	1	59	
図書館でボードゲームを しよう2019		11月9日(土)	世代を問わず楽しむことができるゲームで遊ぶ。	図書館職員 ボランティア	1	30	
こわーい読書会		8月24日(土)	おすすめのこわい本を持ち寄り紹介する。	図書館職員	1	3	
図書館でTRPGをやってみる		8月18日(日)	中高生にゲームをきっかけとして読書に興味を持ってもらい、おすすめの本について語ってもらうことで、参加者同士のコミュニケーションをはかる。	YAを勉強してみる会	1	15	
高校生を対象とした国連に 関する講演会・ワークショ ップ		11月23日(土)	九州地域の高校生を主な対象とし国連の活動について周知を図るとともに地球規模の課題と人生計画プランニング手法を学ぶ。	日本国際連合協会福岡県本部 国連フォーラム九州支部	1	16(高校生) 1(中学生)	

分館

分館名	行事名	回数	参加人数	分館名	行事名	回数	参加人数
東図書館	ひまわりおはなし会（毎週土曜日）	43	669	中央図書館	どうようおはなし会（毎週土曜日）	42	485
	たんぽぽおはなし会（毎月第1、3水曜日）	20	910		赤ちゃんおはなし会（毎月第4木曜日）	9	381
	文学座俳優による朗読会『宮沢賢治のファンタジー』	1	55		夏のおはなし会	1	45
	司書のためのスキルアップ講座	1	25		ぬり絵コンテスト	1	224
	生き活き講座in東図書館「お口の健康」	1	14		季節・行事のぬり絵をしよう！	6	1,563
	ちいさい子のためのわくわくおはなし会	1	53		冬のおはなし会	1	92
	小学生のためのこわいおはなし会	1	18		がんについての情報講座	3	122
	知的書評バトル ビブリオバトル	2	64		大人のための読書会「ヨルドク」（ビブリオバトルを含む）	11	120
	親子でふれあうわらべうたあそび&茶話会	3	50		兜をかぶって鯉のぼりと写真を撮ろう！	1	23
	ツキイチブックカフェ	5	42		カプトムシ配布会	1	45
	絵本と花のブローチ作り	1	10		子どもかるたクラブ	3	85
	ドライフラワーのブーケ作り&アフタヌーンティー	1	15		俳句教室	2	44
	筑前琵琶を楽しむ	1	95		子ども将棋クラブ	2	60
	影絵と音楽を楽しむ	1	46		中村哲氏活動記録パネル展示	1	—
	大人のぬり絵教室	1	9		中村哲氏活動記録上映会	1	445
	きらきら透ける七夕飾りをつくろう！	1	33	南図書館	どうようおはなし会（毎週土曜日）	42	508
	カタチも楽しい！世界のボードゲームで遊ぼう！	1	36		赤ちゃんおはなし会（毎月第2木曜日）	11	605
	子どもたちに伝えたい大人のお料理教室	1	13		きいてよおはなし	2	17
	初心者向け百人一首かるたを体験しよう！	2	26		こどものつどい	1	59
	絵本に出てくるお菓子教室	1	17		工作教室（うごくおもちゃをつくろう！）	1	42
	多肉植物の寄せ植え教室	1	21		クリスマスのつどい	1	116
和白白図書館	クリスマスリースアレンジ	1	17		音読会	2	28
	クリスマスおはなし会&工作	1	75	城南図書館	どうようおはなし会（毎週土曜日）	42	536
	東区歴史さんぽ特別講義	2	49		赤ちゃんおはなし会（毎月第3木曜日）	9	438
	紙テープを作ってビックリ箱をつくろう！	1	32		大きい子のおはなし会	2	19
	どうようおはなし会（毎週土曜日）	42	345		なつやすみ工作教室	1	23
	赤ちゃんおはなし会（毎月第2木曜日）	12	93		大人のための音読会	1	7
	考古学教室	1	30	早良図書館	秋のスペシャルおはなし会	1	75
	介護の備え	1	8		どうようおはなし会（毎週土曜日）	42	456
	ガン講座	2	66		赤ちゃんむけおはなし会（毎月第4木曜日）	9	371
	クリスマスおはなしかい	1	47		おりがみきょうしつ	11	157
	ミニプラネタリウム	1	58		おいしい秋のおはなし会（早良市民センター文化祭）	1	84
	春のおはなし会スペシャル	1	19		チャレンジ！ユニットおりがみ教室	1	7
博多図書館	夜のおはなし会	1	33		ビブリオバトル	2	22
	どうようおはなし会（毎月第1・2・4土曜日）	28	421	西図書館	どうようおはなし会（毎週土曜日）	42	702
	赤ちゃんおはなし会（毎月第2土曜日）	11	336		赤ちゃんおはなし会（毎月第4水曜日）	10	528
	なつのおはなし会	1	37		小学生のためのおはなし会（毎月第2日曜日）	10	52
	あきのおはなし会	1	22		春のおはなし会	2	56
	ふゆのおはなし会	1	33	西部図書館	冬のおはなし会	1	14
	特別おはなし会	1	31		図書館で発表会	1	26
	ブック市（スタンプラリー）	1	26		どうようおはなし会（毎週土曜日）	41	1,205
	手づくりきょうしつ	9	117		赤ちゃんおはなし会（毎月第1水曜日）	10	555
	なつの手づくりきょうしつ	1	20		夏のおはなし会	1	29
	夏休み読書感想文お助け講座	1	4		秋のおはなし会	1	20
	夏休み手芸教室	1	10		冬のおはなし会	1	19
	図書館見学	2	192		お父さんによるおはなし会	1	20
	子育て応援講座	4	95		音読タイム	3	29
	どうようおはなし会（毎週土曜日）	41	388		くらしの講座（家庭でできる食中毒予防）	1	6
博多南図書館	赤ちゃんおはなし会（毎月第4水曜日）	9	174		考古学教室（勾玉づくり）	1	36
	講談社本とあそぼう！おはなし隊キャラバンカー来場	1	65		文化講座①（ドイツ文学の中のクリスマス-自然・故郷・幼年時代）	1	26
	がんについての情報講座「意外に身近な肺がんのはなし」	1	28		文化講座②（福岡アジア美術館を知らう）	1	10
	星空ウォッチング「星座早見表をつくってみよう！」	1	30		夏休み講座（楽しく学べる植物園）	1	14
	秋のステージ博多2019『豆本教室』『絵本くじ付フラワー釣り』『えいごで絵本のよみきかせ』	1	138		健康講座	1	10
	ふゆのおはなし会	1	57				
	絵本で知る世界の国々ーI F L Aからののおくりものー	1	202				

イ 展示

展示部門	月	内 容	月	内 容	月	内 容
ポピュラー部門	4月	平成	4月	万葉集	4月	新紙幣の顔
	5月	野球と福岡ーホークス、福岡で30年ー	5月	サザエさんと海のいきもの	5月	
	6月	博多座20周年	6月	追悼 田辺聖子	6月	ALTER EGO の本
	7月	宇宙	7月	本で旅する北欧	7月	
	8月	福岡	8月	〃	8月	
	9月	アジアンパーティ	9月	ラグビー	9月	落語、追悼 安部譲二
	10月	チャレンジしよう！	10月	博物館特別展「侍」連携 読む！、落語本、ノーベル賞	10月	YA会展示
	11月	スポーツを楽しもう	11月		11月	
	12月	戦国 光秀たちの生きた時代	12月	世界エイズデー、追悼 中村 哲	12月	年末年始
	1月	〃	1月	追悼 中村 哲	1月	〃
	2月	愛	2月	〃	2月	オリンピック 映画
	3月	春、とりどり	3月	福岡市文学賞、追悼 中村 哲	3月	
	通年展示：写真集、マナーアップ					
	(注) 12月5日(木)～3月29日(日) 特別展示 福岡市の医師・中村哲氏関連本					
こ ども 図 書 館	4月	いきいき いきもの	8月	夏休みの本だな	12月	冬の楽しい過ごし方
	5月	かぞく	9月	アジア	1月	〃
	6月	〃	10月	図書館元年～はじめのいっぽ～	2月	〃
	7月	夏休みの本だな	11月	〃	3月	わくわくドキドキ
	通年 特別展示 科学道100冊					
主 題 別 門		人 文		社 会		自 然
	4月	天皇と元号		EU		サクラ・桜・さくら
	5月	ルネサンス		ワークライフバランス		海
	6月	世界史		銀行を知る		エネルギー
	7月	旅		学校は今・・・！		月
	8月	こわい～異界への誘い～		平和		生物と環境
	9月	球技のヒミツ ～ラグビーワールドカップ～		税金		防災
	10月	いっぽば先行くおすすめ 本！？ 「〇〇のいっぽば」		アジア温故知新		医療情報を集めよう
	11月	もののふの美		広告		農業
	12月	世界の音楽		人権		人と生きる菌
	1月	書		地方創生		数学の世界
	2月	ファミリーヒストリー (家族の歴史)		きずな・つながり		クルマ社会を考える
	3月	〃		〃		〃
	5月9日(木)～5月30日(木) 特別展示 益村 聖 植物画の世界					
	通年 がん情報コーナー					
国際資料部門	4月	日本を愛でる	8月	平和を祈る	12月	アジアの映画
	5月	日メコン交流年2019	9月	スポーツ	1月	日本の工芸
	6月	歴史を学ぶ	10月	はじめのいっぽ	2月	ベトナム
	7月	宇宙に遊ぶ	11月	イラン	3月	〃
国連寄託 図書館	4月	国際機関で働く	8月	アフリカ TICAD (アフリカ開発会議)	12月	国連×女性
	5月	環境	9月	気候行動サミット	1月	国連創立75周年
	6月	〃	10月	国連資料ははじめのいっぽ	2月	SDGs
	7月	アフリカ TICAD (アフリカ開発会議)	11月	国連×女性	3月	SDGs
本の森	4月	G20福岡	8月	怖い話	12月	本の福袋
	5月	〃	9月	童謡・唱歌の世界	1月	〃
	6月	〃	10月	ラグビーW杯	2月	SDGs
	7月	旅と読書・広州市交流40周年	11月	児童虐待防止推進月間関連展示	3月	球春到来 (野球・サッカー)

(5) 各種図書館間協力ネットワーク

ア 相互貸借（令和元年度）

（単位：冊）

貸借	館種	国立国会図書館	福岡県内				福岡県外	計
			福岡県立	大学	その他	小計		
借入		24	1,649	202	5,258	7,109	668	7,801
貸出		0	162	46	3,497	3,705	530	4,235
計		24	1,811	248	8,755	10,814	1,198	12,036

イ 大学図書館とのネットワーク

公共図書館で所蔵していない専門書や学術書等の資料を幅広く市民に提供するため、福岡市に所在する8大学の図書館と相互貸借を行っている。

（ア）経過（相互貸借開始日）

平成13年3月2日 九州大学中央図書館
平成14年10月1日 九州大学六本松分館、医学分館、九州芸術工科大学図書館（九州大学芸術工学分館）
福岡工業大学付属図書館、福岡歯科大学情報図書館、福岡女学院大学図書館
平成16年5月1日 西南学院大学図書館
平成16年10月1日 九州産業大学図書館
平成17年4月1日 福岡女子大学付属図書館
平成18年4月1日 中村学園大学図書館
平成18年11月1日 福岡大学図書館
平成20年4月1日 九州大学理系図書館、筑紫分館
平成21年2月18日 九州大学六本松分館閉館
平成21年4月1日 九州大学理系図書館が伊都図書館に改名
平成30年3月31日 九州大学と相互貸借に関する申し合わせを解消（相互貸借は継続）

（イ）相互貸借実績（令和元年度）

借受 177冊 貸出 36冊 （市内の大学分のみ再掲）

ウ 他施設図書室とのネットワーク

各分館の他に下記の図書室とネットワークを結び、利便性の向上等を図っている。

※注 A：総合図書館・分館が所蔵する本 B：各図書室それぞれが所蔵する本

区分	名称	福岡市男女共同参画推進センター（アミカス）図書室	公益財団法人博多駅地区土地画整理記念会館図書室	福岡市科学館
	所在地	福岡市南区高宮3丁目3番1号	福岡市博多区博多駅前四丁目23番9号	福岡市中央区六本松四丁目2-1
	TEL/FAX	(092) 534-7593／534-7595	(092) 474-0102／474-0102	(092) 731-2525／731-2530
総合・分館の館内検索機の設置		○	○	○
総合図書館ホームページでの蔵書検索		○ （予約や貸出延長等も可能）	×	×
貸出カードの共通化		○ （総合・分館と同じ貸出カード）	×	×
Aの各図書室での返却受付		○	○ （本を総合・分館に送付するのみ）	○
Aの各図書室での予約本の受取		○	×	○
Bの総合・分館での返却受付		○	○ （本を会館図書室に送付するのみ）	×
Bの総合・分館での予約本の受取		○	×	×

エ 広州市図書館との協力と交流に関する覚書締結

令和元年には、福岡市広州市友好都市締結40周年を記念して、図書館交流事業を行った。7月には、広州市代表团、広州図書館、広州ユース交響樂團を迎え、総合図書館で「広州図書館青少年漫画創作コンテスト優秀作品展」や「広州ユース交響樂團ロビーコンサート」、交流協議などを実施した。また、10月には広州図書館において、「福岡市総合図書館と広州図書館の協力と交流に関する覚書」を締結するとともに、福岡市を本で紹介する「本と旅する福岡」展を開催した。（215冊展示）

(6) 館外での図書貸出・返却サービス

平成22年8月から利用者の利便性の向上を図るため、総合図書館および各分館などの図書館（室）閉館時間にも本の返却が出来る図書返却ポスト及び返却拠点の設置を進めている。

また、自宅で図書の受け取りができる有料宅配サービスも行っている。

	設置場所	受付時間（営業時間）	元年度 返却冊数	30年度 返却冊数	設置 年月	備 考
返 却	地下鉄「博多駅（博多口）」 お客様サービスセンター （定期券うりば）	月曜～土曜 7:00～20:00 日曜・休日 9:00～20:00 休業日 1月1～1月3日	44,476	45,461	22年8月	ビデオ、DVD、CD、カセット 及び他市等の図書館から取り寄せ た貸出資料は返却不可
	地下鉄「別府駅」 お客様サービスセンター （定期券うりば）	月曜～土曜 7:00～19:00 休業日 日・休日及び 1月1～1月3日	19,265	20,918	22年8月	同 上
	情報プラザ （福岡市役所本庁舎1階）	毎 日 9:00～20:00 休業日 12月31日～1月3日	36,321	38,214	22年8月	同 上
	早良区入部出張所 （玄関前設置）	24時間利用可 年中無休	8,387	9,636	24年4月	同 上
	ときめきショップ トライ （西鉄薬院駅ビル1F）	月曜～金曜 10:00～18:00 休業日 土日・年末年始	6,926	4,371	24年4月	同 上 （ただし、付録DVD・CDに限り返 却可） ※H30.7.2より再開
	ハートフルショップ m o m o （地下鉄西新駅構内）	月曜～金曜 10:00～20:00 土曜 10:00～19:00 休業日 日・休日・年末年始	16,788	16,539	24年4月	同 上
	福岡県立図書館	開館時間中	6,048	5,874	24年10月	ビデオ、DVD、CD、カセット 及び他市等の図書館から取り寄せ た貸出資料は返却不可
	木の葉モール橋本	施設駐車場利用可能時間 7:00～24:00	62,202	65,169	26年4月	同 上
	ふくふくプラザ 福祉図書・情報室 （返却ポストは施設玄関前に設置）	図書室 10:00～18:00 返却ポスト 8:30～21:00 ＊ 毎月第3火曜日と12/28は 8:30～18:00 休館日 毎月第3火曜日 12月28日～1月3日	15,249	14,373	27年4月	同 上 （ただし、窓口にて付録DVD・C Dに限り返却可）
貸 出	九州がんセンター（新館） （時間外受付入口そば設置）	24時間利用可	5,641	6,216	28年4月	ビデオ、DVD、CD、カセット 及び他市等の図書館から取り寄せ た貸出資料は返却不可
	有料宅配サービス	リクエストカード・電話受付	60 （貸出件数）	53 （貸出件数）	24年4月	郵送料は利用者負担

(7) 学校図書館支援センター

各学校が、学校図書館を効果的に運用できるように、平成27年4月1日、総合図書館内に学校図書館支援センターを開設し、学校図書館関係者を対象として、「情報」「ひと」「もの」の3点から支援を行っている。

ア 支援体制

(ア) 支援職員：3人（助言等を行う職員1人、専門的な知識を持つ職員2人）

(イ) 支援センター開館時間：月曜日～金曜日 10：00～18：00

(ウ) 支援センター休館日：土曜日・日曜日・休日・年末年始（12月28日～翌年1月4日）

イ 支援実績（令和元年度）

(ア) 学校図書館を「情報」の観点から支援

- ・平成27年4月に「学校図書館支援センターホームページ」を開設し、各種情報を配信中
- ・平成27年6月に「学校図書館支援センターだより」を創刊し、創刊号～第15号までを発行

(イ) 学校図書館を「ひと」の観点から支援

内 容	区 分	令和元年度
学校図書館の運営に関する相談業務	相談業務	200件
学校の要請に応じた訪問指導	要請訪問	32回
学校司書の配置に応じた計画訪問	計画訪問	69回

(ウ) 学校図書館を「もの」の観点から支援

- ・学習支援用図書（調べ学習や読書活動に適した図書）の貸出を行い、調べ学習の支援を行った。

内 容	令和元年度	
	小学校	中学校
学習支援用図書数	1,850冊/ 176セット	457冊/ 45セット
登録校数	132校	40校
貸出校数	81校	9校
貸出回数	198回	10回
貸出冊数	7,177冊	311冊

(エ) 「小学生読書リーダー」活動推進事業の実施

- ・「小学生読書リーダー」養成講座を実施し、受講した児童を「小学生読書リーダー」に認定することにより、それぞれの学校での読書活動推進につなげる。

内 容	月 日	令和元年度
小学5～6年生を対象に、読書の意義、図書館の本の探し方、絵本の読み聞かせ等の講習を行い、学校図書館活動の実践での活用を図る。	6月15日(土) 6月22日(土) 7月6日(土)	222人 (認定者数)

※ 20ページ「ア読書行事」の再掲

2. 文書資料部門

文書資料部門の概要

(1) 基本方針

文書資料部門は、歴史的・文化的価値を有する本市の公文書及び行政資料、並びに福岡の歴史に関する古文書資料及び郷土資料を収集・保存し、調査研究を進め、閲覧に供する「本市の資料保存センター」としての役割を果たす。

また、福岡ゆかりの文学資料を収集、整理・保存し、閲覧に供することにより、文学をとおして福岡の文化の継承と振興を図る。

(2) 事業概要

ア 公文書等

(ア) 公文書

完結後30年を経過した永年保存文書及び保存期間が満了した文書で歴史的文化的価値があるものを収集、整理、保存、閲覧に供する。

- ① 収集 福岡市の各公文書規程に基づき行う。
- ② 整理・保存 資料保存のための燻蒸処理を行い、件名整理及び閲覧制限項目のチェック完了後、検索性目録の作成とマイクロフィルム撮影を行う。
- ③ 閲覧 完結後30年を経過した公文書を、文書資料室において原則としてマイクロフィルムにより閲覧に供する。
- ④ 展示 文書資料室において、歴史的公文書の展示を行う。

(イ) 行政資料

主に本市各部局が発行する刊行物等を収集・保存し、文書資料室に排架して閲覧に供する。

(ウ) 市議会議事録類

明治から戦後までの本市議会議事録類を、文書資料室において複製本により閲覧に供する。

イ 古文書資料

古代、中世、近世及び近現代の福岡に関係する歴史資料を収集、整理・保存し、閲覧に供するとともに、調査・研究を行う。

- ① 収集 寄贈、購入等による。
- ② 整理・保存 燻蒸処理し、収集資料群毎の詳細調査・整理及び補修等を行いマイクロフィルム撮影して、検索性目録(冊子)を作成する。
- ③ 閲覧 文書資料室において、原則としてマイクロフィルムと複製本により閲覧に供する。

ウ 郷土資料

近世までは筑前国、近代以降は福岡市を中心とする福岡県内の各分野の資料、及び九州・山口各県の地方史誌等を収集、整理・保存し、閲覧に供するとともに、調査・研究を行う。

- ① 収集 寄贈、購入等による。
- ② 整理・保存 図書等の収集資料の分類や装備等(必要に応じて燻蒸処理)を行う。貴重資料はマイクロフィルム撮影を行い、閲覧用複製本を作成する。
- ③ 閲覧 郷土・特別資料室に排架して閲覧に供する。貴重資料は、原則としてマイクロフィルムと複製本により閲覧に供する。

エ 文学資料

福岡ゆかりの作家等に関する文学資料を収集、整理・保存し、閲覧(一部貸出)に供する。

- ① 収集 購入、寄贈等による。
- ② 整理・保存 図書等の収集資料の分類や装備等(必要に応じて燻蒸処理)を行う。
- ③ 閲覧 郷土・特別資料室に排架して閲覧に供する。文学館資料は事前申請により一部公開。
- ④ 貸出 福岡文学スペースに排架して貸出に供する。
- ⑤ 展示 ギャラリーで文学者の著作、原稿等を展示し観覧に供する。

オ 福岡市文学館事業の運営

図書館を活用した福岡市文学館事業において、企画展・文学講座等を実施し、市民の文学に関する生涯学習活動を支援する。

カ レファレンス業務

レファレンスカウンター4(郷土・特別資料室及び文書資料室)において、各資料に関するレファレンスを行う。

(3) 今年度の主な事業

事業名	内 容	実施時期
公文書目録 令和2年度版	令和元年度までに収集・整理した公文書(永年保存文書・有期限文書)の簿冊及び件名目録をPDFファイルで作成し、図書館ホームページに掲載する。	令和3年3月
歴史的公文書展示	歴史的公文書に対する市民の関心を高め、理解を深めるため、文書資料室において展示を実施する。	令和2年6月予定 (新型コロナウイルス対策により中止)
郷土・特別資料室展示	福岡に関する理解を深めるため、レファレンスカウンター4前において、様々なテーマで郷土資料を紹介する。	通 年
古文書資料目録26	令和2年度に収集した古文書資料の検索性目録(冊子)を作成する。	令和3年3月
文学講座	福岡の文学について、市民の関心を高め、理解を深めるため、文学講座を実施する。	令和2年9月 ～令和3年3月 (5月、7月は新型コロナウイルス対策により中止)

文書資料部門の活動及び実績

(1) 資料の収集状況(令和2年3月31日現在)

資料内容	公文書	行政資料	古文書資料	郷土資料	文学資料
冊・点数	28,452冊	49,945冊	80,274点	103,062冊	23,952点

※ 郷土資料数は、15ページ「総合図書館・分館の活動及び実績(2)資料の収集状況」中の「郷土資料」蔵書冊数を再掲(逐次刊行物を除く。)

(2) 資料の利用状況(令和元年度)

利用内容	レファレンス	利用案内	閲 覧	複 写
件 数	4,033件	2,261件	115人	113人

※ 閲覧・複写は、文書資料室でのマイクロフィルムの閲覧・複写申請者数。

(3) 普及活動(令和元年度)

ア 歴史的公文書展示

月	展示タイトル	来場者数
7月	懐かしの平和台野球場	4,876人

イ 郷土・特別資料室内展示

月	展 示 内 容	月	展 示 内 容
4月	博多座20周年と福岡の演劇	10月	福岡ゆかりの武具
5月		11月	福岡市政施行130周年記念企画展
6月		12月	
7月	福岡観光のススメ	1月	福岡市を掘りまくる
8月		2月	
9月	福岡ゆかりの武具	3月	

ウ 古文書学講座（令和元年度）

内容：古文書に初めて接する市民を対象に，古文書学の基礎を学ぶ講座を開催

期 日	時 間	内 容	講 師（敬称略）	参加人数
9月7日（土）	14:00～16:00	古代	太宰府市公文書館 重松 敏彦	延180人
9月14日（土）	14:00～16:00	中世	九州大学准教授 伊藤 幸司	
9月21日（土）	14:00～16:00	近世	九州大学准教授 岩崎 義則	
9月28日（土）	14:00～16:00	近代	北九州市立自然史・歴史博物館学芸員 日比野利信	

※9月14日（土） 10:30～11:45 くずし字入門講座（古文書学講座参加者の内，希望者を対象に，くずし字解説の基礎を学ぶ講座）を開催。

講師：鈴木 文（文学・文書課 古文書係学芸員）

参加人数：27人

エ 文学館事業

（ア）展示

行 事 名	期間及び会場	内 容	来場者数
企画展 「草紅葉—久保猪之吉とより江」	令和元年11月 8日（金） ～12月15日（日） 会場：総合図書館 1階ギャラリー	歌人・俳人の久保猪之吉・より江の短歌，俳句，小品を取り上げながら，二人の短歌を再評価するとともに，福岡に於ける文学活動を中心に，「夫婦」として，「文学の仲間」として創作を続けた久保夫妻を多彩な角度から紹介。 展示に合わせて図録「草紅葉—久保猪之吉とより江」（頒価1,000円）を制作・発行。	3,269人
常設展示 「文芸雑誌の歩み—1950年まで—」	令和元年 7月20日（土） ～10月30日（水） 令和2年 2月 1日（土） ～ 2月26日（水） 会場：総合図書館 1階ギャラリー	福岡の近代文学史を文芸雑誌で辿る。福岡発の本格的文芸雑誌となる「エニグマ」から無季無定型の新しい俳句を目指した「天の川」，戦前から現在まで続く「九州文学」，戦時下の福岡で若者たちが青春を賭けた「成層圏」「こをろ」，福岡に於ける戦後出版復興の象徴的存在でもある「文化展望」や「午前」などを紹介。	—

(イ) 講座

行 事 名	期日及び会場	内 容 (敬称略)	参加人数
企画展関連事業 記念講演会 「久保猪之吉・より江 の短歌」	令和元年11月17日(日) 会場：総合図書館 3階第1会議室	【講師】恒成 美代子(歌人・現代歌人協会 会員)	43人
企画展関連事業 読書講座講座 「久保猪之吉・より江 を読む」 第1回「本に棲む猫た ち」	令和元年11月16日(土) 会場：総合図書館 3階第2会議室	【講師】大久保 京(書肆吾輩堂店主)	30人
企画展関連事業 読書講座講座 「久保猪之吉・より江 を読む」 第2回「耳鼻咽喉科のパ イオニア久保猪之吉と妻 より江」	令和元年12月 1日(日) 会場：総合図書館 3階第1会議室	【講師】柴田 浩一(医療法人洪仁会耳鼻咽 喉科柴田クリニック理事長)	23人
企画展関連事業 読書講座講座 「久保猪之吉・より江 を読む」 第3回「近角常観と文学 者たち」	令和元年12月 7日(土) 会場：総合図書館 3階第2会議室	【講師】岩田 文昭(大阪教育大学教授)	27人
企画展関連事業 ギャラリートーク	①令和元年11月 9日(土) ②令和元年11月30日(土) 会場：総合図書館 1階ギャラリー	【講師】 神谷 優子(展示担当者)	11人
ももちはま草紙	①令和元年5月26日(日) ②令和元年7月20日(土) ③令和元年9月21日(土) ④令和元年11月17日(日) (企画展記念講演会) ⑤令和2年2月11日(火) 会場： ①～④総合図書館 3階第1会議室 ⑤アジア美術館 アートカフェ	様々な講師による文学に関する講座・講 演会 【講師】 ①片山 恭一(作家) ②有馬 学(福岡市博物館館長) ③大橋 鉄雄(北原白秋生家・記念館館長) ④恒成 美代子(歌人・現代歌人協会会員) ⑤【講師】 板橋 旺爾(元読売新聞西部本社編集委員) 【聞き手】 深野 治(「西日本文化」編集長)	262人
【共催事業】 九州芸術祭 文学カフェin福岡 「佐藤洋二郎文学を歩 く」	令和元年8月3日(土) 会場：総合図書館 3階第2会議室	公益財団法人 九州文化協会 主催 【講師】 佐藤 洋二郎(作家) 【聞き手】 矢野 寛二(映画評論家)	43人
【協力事業】 ポレポレ東中野 「上野英信の坑口」展	令和元年5月22日(水) ～6月9日(日) 会場：Space&Cafe ポレポレ坐	ポレポレ東中野 主催 ポレポレタイムス社 共催 平成29年度企画展「上野英信 闇の声を刻 む」展の企画を基に再構成	1,629人
【協力事業】 上野英信33年忌記念展示 会「上野英信と『眉屋私 記』」	令和元年11月15日(金) ～11月24日(日) 会場：名護博物館 ギャラリー	名護博物館・上野英信33年忌記念事業沖縄 実行委員会 主催 平成29年度企画展「上野英信 闇の声を刻 む」展を基に、沖縄と上野英信の関わり、眉 屋と屋部などをテーマに展示構成	554人

(ウ) 福岡市文学館機関誌「文学館倶楽部」(NO.29, NO.30) 発行(10月, 3月)

(4) 収集資料（令和元年度）※『令和元年度古文書資料目録25』掲載分

ア 寄贈資料

資 料 群 名	点 数	内 容 等
菅直登資料	884点	本資料群は、福岡藩士菅家に伝来したものであり、菅家の子孫にあたる故菅直登氏が保存していたものである。本資料群が伝来した菅家は、資料群の伝存状況やその内容から、菅兵七好久、市右衛門好道、弥右衛門好直、兵右衛門重遠、五八郎正格、直(直登氏の曾祖父)へと続いたことが分かる。 本資料群には、菅兵七好久が直方藩の直方古御館御家預に命ぜられた折の実務に関わる資料の他、菅兵右衛門重遠が残した日記・覚書類など、近世から近代にかけて菅家の動向が分かる資料が伝存している。
永田安子・古川直子資料	561点	福岡市西区横浜の永田家に伝来した近世中期から平成にかけての文書群である。本資料群には、江戸時代、福岡藩馬廻組に属した安藤・永田両家の資料を含む。これは寄贈者姉妹の祖父安藤茂が、母方の永田家を継いだことによると推定される。安藤茂は「永田弥次郎」となり、直方町長、今宿村村長等を務めた。ほかに永田家所在地域を中心とする共同体組織などに関連した近現代資料も多数含まれる。
中村正一資料	25点	寄贈者の義叔父にあたる中村正一の戦死に関する資料で、遺品の鉄カブト、雑囊、軍隊手牒、日章旗寄せ書きの他、従軍記章、肖像画、葬儀写真等によって構成される。中村正一は昭和七年第一次上海事変の廟行鎮の戦闘で戦死しており、手厚く葬られたことが窺える。
恩塚美穂子資料	22点	寄贈者の両親が開拓に従事した旧満州滨江省五常県小山子(現、中華人民共和国黒竜江省ハルビン市五常市小山子鎮)九州村で撮影された写真や、母ヒサ子が実家に出した書簡など、開拓団での生活が窺える資料である。
梅本真央資料	3点	福岡県立福岡中学で明治16年に創刊された文芸同人誌『文学叢誌』第一号、第二号、第四号である。いずれも活版印刷で、表紙を含み10～12丁の小冊子であるが、寄贈者の研究過程で発見され、今後の研究に寄与が期待される好資料である。

イ 購入資料

資 料 群 名	点 数	内 容 等
森安平信処関係資料	11点	本資料群は福岡藩士森安平信処（1792頃～1862）に差し出された書状や書付など11点の資料から成り、二巻の巻物に収められている。資料の作成年代は文化年間から天保年間にかけてのものと推測される。
貝島栄三郎関係資料	8点	本資料群は、貝島炭鉱の創始者である貝島太助の次男栄三郎（1875～1913）に関する資料群である。本資料群は、栄三郎と妻花子の写真、貝島炭鉱創業当時よりの功労者である園田覚助宛ての書簡、貝島太助の保有した瑞穂炭鉱の炭鉱札から成る。

ウ マイクロフィルム収集資料

資 料 群 名	点 数	内 容 等
東長寺文書（四）	376点	空海(弘法大師)が創建した南岳山東長寺が所蔵する「東長寺文書」は、『福岡市文化財調査目録5 東長寺収蔵品目録』(福岡市教育委員会 1993年)に収録された「古文書」と、その後の新出資料を合わせた資料群である。当館はこれらを詳細に調査する機会をいただき、その目録は便宜的に分割して当館発行『古文書資料目録』第19号、第23号および第24号に収録しており、続く本号には「東長寺文書(四)」として資料番号 追一～追三一六を収録する。
田隅タネ資料	88点	福岡市博物館所蔵「田隅タネ資料(宝珠山・原家文書)」である。中世は宝珠山氏、近世は原氏を名乗った武家の家文書で、旧所有者の母方の原家から田隅家に伝来した。宝珠山氏は南北朝期には筑前国上座郡宝珠山、鼓(現、朝倉郡東峰村)を本領とし、戦国時代には大内氏、後に大友氏に属した。宝珠山種良は豊臣秀吉の九州平定にあたって黒田孝高の指揮に従い、後に黒田家臣となる。種良は原氏に改姓し弥左衛門と名乗り、後に伊予と号した。後世に「黒田二十四騎」の一人に数えられた人物である。

(5) 委員会等（令和元年度）

- ①福岡市総合図書館文書資料収集審査委員会
所管する文書資料収集の適正化を図るため、8名の委員により1回開催
- ②福岡市文学館資料委員会
福岡市文学館資料の充実と有効活用を図るため、8名の委員により2回開催
- ③福岡市文学振興事業実行委員会
文学振興事業の企画と円滑な実施運営を図るため、7名の委員により3回開催

3. 映像資料部門

映像資料部門の概要

(1) 基本方針

映像資料部門は、映画フィルム等を後世に継承し、また、映像文化の普及・振興及び市民のアジア理解が深まることを目的に、以下のことを行う。

ア アジア各国及び日本で制作された優れた映画作品のフィルムを収集するとともに、貴重な映像文化財として長期保存すべくフィルムアーカイヴを運営する。

イ 収集したフィルムその他の映像資料は、映像ホール・シネラやミニシアター等で上映・公開し、市民の映画への関心を向上させるとともに、アジア各国の歴史、文化などの理解を深め、また教養や知識を高めることを期す。

ウ アジア映画等の自主上映を行う市民・団体に対して、映像ホール・シネラの利用などの支援を行う。

エ アジア映画に関する情報収集、調査研究を行い、このため、国内外の映画関係者との交流を行う。

オ 収集した映像資料を用いた公民館等での館外上映や、貸出等の活用事業を行う。

※F I A F（国際フィルムアーカイヴ連盟）への加盟

平成15年11月にF I A Fに加盟。国立映画アーカイブ（旧：東京国立近代美術館フィルムセンター）に次いで日本では2番目。

F I A Fは美術文化・歴史的価値を持つ映像資料の復元、収集保存に関する情報提供と
フィルムアーカイヴ間の連帯・支援を行う国際組織
〔設立〕 1938年 〔本部〕 ブリュッセル（ベルギー）
〔会員〕 75カ国・169施設 （令和元年11月F I A F資料）

(2) 事業概要

ア 映像資料の収集・保存

イ 映像資料の調査・研究

ウ 映像資料の公開

・映像ホール・シネラ（定員246）の運営

・ミニシアター（定員50）の運営

・映像資料の展示

エ 映像資料の活用

(3) 今年度の主な事業

事業名	内 容	実施時期
映像資料収集事業	・アジアフォーカス・福岡国際映画祭参加作品 ・福岡に関係がある映画作品等 ・ビデオ・DVD・CD	通 年
通常上映事業	映像資料部門の常設展的上映活動と位置づけ、収集したアジア映画、日本映画やドキュメンタリー映画等を定期的に上映する。 上映に際しては各々テーマを設定し、多様な映画芸術の魅力を紹介する。	通 年

事業名	分類	企画名	内 容	実施時期
特別企画事業	アジア映画祭事業	アジア・シネマ・パラダイス	近年話題のアジア映画を上映。	11月
	講演会等	ユネスコ文化講演会等	様々な上映企画に合わせた講演会等を開催する。	年数回

映像資料部門の活動及び実績

(1) 資料の収集状況（令和2年3月31日現在）

ア 映画フィルム(収蔵) 3,297 本

日本映画	1,799
アジア映画	875
その他の外国映画	623

イ 映画フィルム(寄託) 3,405 本

<個人作家の作品、郷土映像等>

ウ 映画関係資料

①ポスター 3,913 タイトル

日本映画 2,216タイトル,
アジア映画 694タイトル,
その他 109タイトル, 外国映画等 894タイトル

②写真 3,599 タイトル

③宣材資料(チラシ等) 2,627 タイトル

ロビーカード 255タイトル,
パンフレット 1,252タイトル
ちらし・プレス 1,048タイトル, その他 72タイトル

④その他(技術資料) 12 タイトル

(2) ライブラリーの収集状況（令和2年3月31日現在）

ア ビデオ/DVD 約6,200 点

イ CD/カセット 約14,200 点

【令和元年度 収集作品】

作 品 名	監 督	国籍(会社)	製作年	規 格	備考
アジアフォーカス・福岡国際映画祭2019参加作品					
マルカド、月を喰らうもの	ジョー・バクス	フィリピン	2018	デジタル カラー	寄贈
誰かの妻	ティルマワン・ハッタ	インドネシア	2018	デジタル カラー	寄贈
ナイト・ゴッド	アディルハン・イェルジャノフ	カザフスタン	2018	デジタル カラー	寄贈
マンタレイ	プッティポン・アルンペン	タイ(フランス・中国)	2018	デジタル カラー	寄贈
カンペーン	ブンソン・ナークプー	タイ	2018	デジタル カラー	寄贈

(3) 映画上映事業（令和元年度）

ア 通常上映事業

月	内 容
4月	スリランカ映画特集
7月	インドネシア映画特集
7月	アジア文化賞30周年上映
8月	アニメーション映画特集
9月	日本映画名作選
9月	アジア文化賞受賞記念上映
9月	チャン・リュル監督特集
10月	台湾映画特集
12月	ベトナム映画特集
12月	フィリピン映画特集
1月	ドイツ映画特集
1月	アーカイヴ・コレクション Part. 13 「スタンス・カンパニーの軌跡」

イ 特別企画事業

分 類	行 事 名	期 間	内 容
アジア映画祭事業	アジア・シネマ・パラダイス	6月5日(水) ～6月16日(日)	近年話題のアジア映画を上映。 作品はレンタル6本、収蔵1本の合計7本。
映像創造事業	ぴあフィルムフェスティバルin福岡	4月27日(土) ～4月30日(火・休)	日本最大の自主映画の祭典。昨年9月に東京で開催された映画祭から入選作をセレクトして上映。九州では唯一総合図書館で開催しており、今回で開催は23回目。 上映はすべてレンタル18本。
	シネラ映像祭 イメージ・フォーラム・フェスティバル	6月19日(水) ～6月23日(日)	日本最大の実験映画の祭典。昨年度のイメージフォーラム・フェスティバルの入選作を上映。上映はすべてレンタル23本。
シネマテーク事業	増村保造監督特集	5月1日(水・祝) ～5月26日(日)	60年代から70年代にかけて活躍した増村保造監督の特集。 作品はレンタル12本、収蔵1本の合計13本。
	EUフィルムデーズ2019	7月18日(木) ～7月28日(日)	EU加盟国の選りすぐりの映画を上映。ヨーロッパ文化の多様性を紹介。上映はすべてレンタル11本。駐欧州連合代表部及び各国大使館との共催。
	岡本喜八監督特集	8月7日(水) ～8月31日(土)	増村保造と並んで新しい日本映画の旗手として注目された岡本喜八監督の特集。上映はレンタル10本。収蔵2本の合計12本。
	第27回福岡映像コンテスト	10月20日(日)	福岡映像協会主催のアマチュア映画のコンテスト。 優秀作品には「福岡市長賞」「総合図書館賞」などが贈られる。
	ムトゥ 踊るマハラジャ	10月22日(火・祝) ～10月26日(土)	大ヒットしたインド娯楽映画の決定版「ムトゥ 踊るマハラジャ」4Kデジタルリマスターでの上映。上映はレンタル1本。
	美空ひばり特集	11月2日(土) ～12月1日(日)	美空ひばり没30周年記念。美空ひばり主演映画の特集。 上映はレンタル11本。収蔵2本の合計13本。
	オリンピック記録映画特集	2月5日(水) ～2月20日(木) (3月1日までの予定だったが、途中中止)	国立映画アーカイブとの共催。過去のオリンピック記録映画を上映。上映はすべてレンタル21本。

ウ 講演会等

行 事 名	期 間	内 容
工藤梨穂監督 ティーチ・イン	4月30日(火・休)	ぴあフィルムフェスティバル2019において、PFFアワードグランプリを受賞された工藤梨穂監督による受賞作「オーファング・ブルース」上映後の観覧客との意見交換。 (観覧者数 90人)
講演会 『三人姉妹』デジタル修復と インドネシア映画復元	7月6日(土)	インドネシア映画「三人姉妹」を修復しデジタル化したSAフィルム社のディレクターであるヨキ・ソフヤン氏による講演会。 (観覧者数 97人)

行 事 名	期 間	内 容
福岡市アジア文化賞大賞受賞者ランドルフ・ダビット氏による舞台挨拶	9月11日(水)	フィリピン映画の巨匠マリルー・ディアス＝アバヤ監督と親交が深かったランドルフ・ダビットによる舞台挨拶。 (観覧者数 93人)
チャン・リュル監督による舞台挨拶	9月16日(月・祝)	映画「福岡」を制作されたチャン・リュル監督による舞台挨拶。 アジアフォーカス・福岡国際映画祭協力。 (観覧者数 244人)
対談 「バブル以後30年の映画製作&配給」	1月26日(日)	スタンス・カンパニー代表である坂口一直氏と、映画監督の瀬々敬久氏による対談。 (観覧者数 186人)
講演会 「オリンピック記録映画の歴史と復元」	2月9日(日)	ストックホルム・オリンピック等の記録映画復元に携わられたエイドリアン・ウッド氏による講演会。 (観覧者数 96人)

(4) 資料の利用状況(令和元年度)

区 分	映像ホール・シネラ		ミニシアター		CD等貸出		ビデオ等貸出	
	入館者	1回平均	入館者	1回平均	貸出数	1日平均	貸出数	1日平均
	人	人	人	人	点	点	点	点
4月	1,145	32	642	25	3,213	129	676	27
5月	3,889	100	542	23	3,140	121	647	25
6月	1,607	52	455	18	2,532	127	487	24
7月	2,042	62	523	20	2,967	124	574	24
8月	3,440	78	456	18	3,150	117	624	23
9月	3,592	103	505	19	3,133	131	589	25
10月	1,707	52	467	19	3,261	130	550	22
11月	2,992	32	478	19	3,465	133	579	22
12月	1,282	39	417	18	2,885	131	584	27
1月	1,514	32	488	22	2,907	132	454	21
2月	1,164	32	303	18	3,046	138	544	25
3月	0	0	0	0	924	116	155	19
計[平均]	24,374	[65]	5,276	[20]	34,623	[128]	6,463	[24]

※ 映像ホール・シネラの入場者には、貸館による自主上映の観覧者488人(4日上映)及び他部局によるホール利用イベントの参加者230人(2日開催)を含む。

(5) 委員会等(令和元年度)

- ①福岡市総合図書館映像資料収集委員会
映像資料の整備・拡充を図るため、東京と福岡で各4名の委員により各1回開催
- ②福岡市総合図書館映像ホール・シネラ実行委員会
福岡市総合図書館映像ホール・シネラでの上映会等を開催し、その運営を円滑に行うため、8名の委員により1回開催

4. 広報活動

総合図書館を広く市民に利用してもらうため、各種媒体による広報を行う。

媒 体 名	目 的 と 内 容	発行回	配布先／発行数
図書館要覧	他図書館、行政機関への当館の運営報告を目的とし、図書館各部門の現状・サービス、事業実績、組織・予算、分館の状況などを掲載している。	年 1 回	福岡市関係施設・機関、関連図書館等／300部
福岡市総合図書館 ホームページ	情報提供を目的とし、利用案内、各種お知らせ、図書館資料検索などの項目を設けている。	随 時 更 新	
SNS・メールマガジン	Twitter や Facebook 等のSNSやメールマガジン（月 1 回程度）を活用し、館内の混雑情報、イベント情報や各部門からのお知らせなどを配信している。	月 1 回	SNS・メールマガジン登録者
こどもとしょかん ニュース	こども図書館の利用拡大、読書普及を目的とし、テーマ別の本や新刊本の紹介、おはなし会等の催しの案内。	年 6 回	福岡市関係施設・機関、市内の保育所、幼稚園、小学校等／各1,400部
モデル児童図書 リスト	幼児用、小学1・2年生、小学3・4年生、小学5・6年生の各対象別にお薦めの本を紹介している。	年 1 回	福岡市関係施設・機関、市内の保育所、幼稚園、小学校等／4,700部
ヤングアダルト ブックリスト	中学生・高校生を対象として、読書普及及び図書館の利用拡大を目的とし、お薦めの本を紹介している。	随 時	総合図書館等／600部
レファレンスだより	レファレンスサービスのPRを目的とし、テーマに沿った図書等の紹介、レファレンスカウンターに寄せられた事例を掲載している。	年12回	福岡市関係施設・機関、関連図書館等／各250部
図書の展示	テーマに基づき各コーナーで図書の展示を行うとともに、ホームページに掲載し、図書の紹介を実施している。	毎 月	
シネラニュース	映像ホール・シネラのPRを目的とし、シネラの上映予定、作品内容を掲載している。	年11回	福岡市関係施設・機関、県、他都市、マスコミ、大学、定期購読者等／合計8,000部
ホームページ 「うえぶシネラ」	映像ホール・シネラのPRを目的とし、シネラの上映予定、作品内容を掲載している。	月 1 回 更 新	
クンドルニュース	九州国連寄託図書館の活動案内、国連資料の利用拡大を目的とし、国連資料などを紹介している。	年 6 回	福岡市関係施設・機関、福岡県内公共図書館等／各600部
市政だより	図書館事業の市民への告知を目的とし、シネラ上映案内、おはなし会・講演会などを掲載している。	月 2 回	福岡市内全世帯

5. 研究活動

図書館各部門において調査研究を行い、その成果を報告するため、研究紀要を発行する。

媒 体 名	目 的 と 内 容	発行回	配布先／発行数
研究紀要	収蔵資料に関する学術的な調査研究等の成果を報告することを目的に、図書館職員による研究論文、資料紹介、展示報告等を掲載している。	年 1 回	各県の主な公共図書館、文書館、歴史資料館、文学館等／450部

6. 総合図書館の市民向け行事(令和元年度)

行事名	開催日	内容	参加人数
ガーデニング	4月21日(日)	「一人一花運動」の一環として総合図書館ガーデニングサークルメンバーによる中庭のガーデニング。	26
篠笛アンサンブル アフタヌーンコンサート	4月28日(日)	篠笛の演奏。	—
節句祭「端午の節句」	5月5日(日)	木のコマに絵付けを行い、完成したコマでコマ回し体験。	88
コーヒーの淹れ方教室	5月12日(日)	プロのバリスタによるコーヒーの淹れ方教室や講師が淹れたコーヒーの試飲と参加者によるハンドドリップ体験。	150
一箱古本市	5月12日(日)	参加者が店主となり、一箱分の古本を持ち寄って販売。	9
サザエさん通りweek2019	5月21日(火)～ 5月26日(日)	サザエさんのぬり絵と、アンケート参加者300人に缶バッジをプレゼント。	127
ガーデニング	6月1日(土)	「一人一花運動」の一環として総合図書館ガーデニングサークルメンバーによるエントランス広場のガーデニング。	21
九州お茶まつり	6月16日(日)	お茶の淹れ方教室やほうじ茶・抹茶作り体験と八女茶、知覧茶、山鹿茶、耶馬溪茶等の物産展。	198
節句祭「七夕祭り」	7月6日(土)	持ち帰りができる造花の笹と提灯、吹き流し、星飾りなどのパーツが入ったミニ七夕飾りキットで七夕飾りづくり体験。	112
ギターアンサンブル アフタヌーンコンサート	7月7日(日)	ギターアンサンブル「S.ヴィレッジ」による演奏。	—
韓国語体験レッスン	7月13日(土) 7月20日(土)	韓国語の勉強を始めた方、ハングルに興味を満ちている方を対象としたボランティア講師による韓国語入門講座。	21
夏休みわくわく授業「電気のひみつ」	7月21日(日)	手回し発電機を使って電気をつくる体験や電気、環境問題、省エネなどの勉強会。(協賛企業：九州電力)	155
夏休みわくわく授業「JAL折り紙ヒコーキ教室」	7月28日(日)	折り紙ヒコーキをつくって飛ばす体験や空の仕事のやりがい話を話す「お仕事講座」を実施。(協賛企業：日本航空)	164
夏休みわくわく授業「手作り乾電池教室」	8月4日(日)	電池の歴史、構造、役割などの勉強会後、「手作り電池キット」で乾電池をつくる体験。(協賛企業：パナソニック)	161
納涼祭	8月18日(日)	マジック公演、ミニフラワーアレンジメント製作、福岡市障がい者福祉事業所とさきめき手作りショップ出店。(チャリティーバザー)	—
フルート・ギターアンサンブル アフタヌーンコンサート	8月25日(日)	フルートとギターのアンサンブル「グラツィエ」による演奏。	—
第8回ビブリオバトル	9月1日(日)	自分が読んで面白かった本を持ち寄り、その面白さをプレゼンし、最も多くの共感を得た書籍を「チャンプ本」とする書評合戦。	25
一箱古本市	9月1日(日)	参加者が店主となり、一箱分の古本を持ち寄って販売。	12
節句祭「重陽の節句」	9月8日(日)	押し花を使って、押し花フレーム作成や脳トレ、健康体操、リラクゼーションマッサージの講演。	60
ガーデニング	9月16日(月祝)	「一人一花運動」の一環として総合図書館ガーデニングサークルメンバーによるハーブ寄植鉢づくり。	10
オカリナ・フルートアンサンブル アフタヌーンコンサート	9月29日(日)	オカリナとフルートのアンサンブル「虹笛」による演奏。	—
よりみち健診	10月12日(土)	3階会議室とエントランス広場にて早良区保健福祉センターの協力で健康診断を実施。	60
第6回全国高等学校ビブリオバトル福岡県大会	10月27日(日)	福岡県内13校の参加、優勝者は東京で行われる第6回全国決勝大会に出場。	—
マンドリンアンサンブル アフタヌーンコンサート	11月10日(日)	マンドリン四重奏「ピアンダ」による演奏。	—
秋の収穫祭	11月17日(日)	物産展と五つ星お米マイスターによる米の種類、特性、美味しいお米の見分け方、美味しい炊き方講座。(チャリティーバザー)	—
ガーデニング	11月25日(月)	「一人一花運動」の一環として総合図書館ガーデニングサークルメンバーによる総合図書館正面広場及び駐車場のプランターへ春花植栽。	11
一箱古本市	12月1日(日)	参加者が店主となり、一箱分の古本を持ち寄って販売。	14
ギターアンサンブル アフタヌーンコンサート	12月8日(日)	ギターアンサンブル「カノン」による演奏。	—
ガーデニング	12月14日(土)	「一人一花運動」の一環として「緑と健康の関係」、「園芸の基礎知識」の講演、シクラメンの手入れ、寄せ植え実演。	13
門松づくり体験	12月15日(日)	糸島産の高さ40cmの竹と松、梅、南天と装飾キットを使ってミニ門松づくり体験。	92
冬のフェスタ	12月22日(日)	物産展とサンタクロースによるクリスマスアレンジやバルーンショー、また、親子で貼り絵づくり体験。	—
フルート・ヴァイオリン・ピアノアンサンブル アフタヌーンコンサート	12月25日(水)	フルートとヴァイオリンとピアノのアンサンブルによるクリスマスソングコンサート。	—
節句祭「人日の節句」	1月12日(日)	福岡の高等学校書道部による書道パフォーマンスや干支のしおり制作。	155
筑前琵琶アンサンブル アフタヌーンコンサート	1月19日(日)	筑前琵琶アンサンブル「博多蝶美会」による演奏。	—
ガーデニング	1月26日(日)	「一人一花運動」の一環として総合図書館ガーデニングサークルメンバーによるほうき草でテーブル用ほうき作り体験。	19
ソーイング体験教室	①2月1日(土) ②2月8日(土) ③2月15日(日)	①手縫いの基礎練習、②デザイン型紙作り、③ブックカバー制作。楽しく裁縫をしたい方、もう一度挑戦したい方を対象に実施。	27
フルート・ギターアンサンブル アフタヌーンコンサート	2月9日(日)	ギターアンサンブル「グラツィエ」による演奏。	—
SDGs強化月間 in 総合図書館	2月11日(火祝)	物産展や世界の国旗缶バッジ制作体験。	—
節句祭「桃の節句」	2月16日(日)	ひな人形制作とお内裏様顔出しパネルの記念撮影コーナー設置。	172

*参加人数に「—」が入っているのは、オープン参加のため。



7. 九州国連寄託図書館

(1) 国連寄託図書館

国連寄託図書館は、国際連合（国連）がその活動状況について世界各国の人々の理解を得るため、国連の刊行する資料を寄託し、一般公開するものである。

国連寄託図書館は、令和2年4月1日現在、世界の136か国に351か所あり、日本には14か所、九州では西南学院大学、琉球大学及び福岡市総合図書館の3か所に設置されている。

(2) 九州国連寄託図書館（Kyushu United Nations Depository Library）

ア 沿革

昭和41年国連創立20周年記念事業として日本国際連合協会福岡県本部により、北九州市小倉図書館（当時）に開設され、その後、福岡市内の電気の科学館（昭和47～昭和56年）、九州大学経済学部資料室（昭和56年～昭和63年）を経て、国際化時代に即し、ひろく一般の人々の利用に供するため、昭和63年10月から福岡市民図書館に継承され、平成8年6月の福岡市総合図書館開館により引き続き設置している。

平成25年10月には福岡市移管25周年記念事業として、ワークショップ及び講演会を開催した。

イ 資料概要（令和2年4月1日現在）

（ア）内 容

- ・ 主要機関の公式記録 Official Records
- 総 会 General Assembly
- 経済社会理事会 Economic and Social Council
- 安全保障理事会 Security Council
- ・ 国連市販刊行物 Sales Publications
- ・ 国連条約集 UN Treaty Series
- ・ 逐次刊行物 (雑誌、ニュースレター等)
- ・ ドキュメント (会議などで資料として配布するもの、議事録、報告書)
- ・ 専門機関刊行物 (ユネスコ、WHO、ILO、FAO等)
- ・ 関連諸機関刊行物 (ユニセフ、ハビタット、国連難民高等弁務官事務所等)

（イ）蔵 書 数 図書 36,688冊 逐次刊行物（ドキュメントを含む）423種

（ウ）資料言語 英語

（エ）分 類 法 国連刊行物分類表 Subject Categories

ウ 相談窓口利用状況（令和元年度）

（単位：件）

電話相談	窓口相談	文書相談	電子メール相談	計
24	528	0	0	552

エ 刊行物（令和元年度）

- ・ クンドルニュース 第111号（令和元年5月）～第116号（令和2年3月）の発行
毎号、国連が発行している本を注目図書として紹介。令和元年度に取り上げたテーマは、世界環境デー、アフリカ開発会議、国連気候行動サミット、国連創設75周年等。
また、国際年や国連で採択された国際的な特別日（国際デー）を紹介する等国連活動を身近なものと感じられるよう編集発行した。

オ 講演会（令和元年度）

- ・ 高校生を対象とした国連に関する講演会・ワークショップ

「わたしたちの未来を考える～国連が目指す世界と人生デザイン～」

国連の活動について周知を図るとともに、進学先や就職先の選択にとどまらない人生の選択肢に関して刺激を受ける場を提供すること等を目的とし、九州地域の高校生を主な対象として日本国際連合協会福岡県本部、国連フォーラム九州支部と協力して開催した。

日時：令和元年11月23日（土）13：00～17：00

会場：総合図書館 第一会議室

参加者：高校生16名、中学生1名

カ SDGs 関連書籍の展示（令和2年2月4日（火）～2月26日（水））

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、貧困や不平等・格差、気候変動等様々な問題を根本的に解決することを目指す世界共通の17の目標であり、2015年の国連総会で合意された。

総合図書館では、SDGsについて市民によく知ってもらうために2月4日（火）～2月26日（水）を「SDGs強化月間」とし、国連寄託図書館で収集している関連書籍を展示した。

8. 福岡市立点字図書館

点字図書・デージー(※1)図書資料等を収集・製作・保存して、その読書に関する環境の充実を図り、視覚障がい者が一般市民や家族と同じ図書館内で読書ができる環境の整備を進め、情報提供施設として福祉の向上に努めることを目的としている。

(1) 業務内容

ア 貸出事業

点字図書、デージー図書(CD)、また新聞や刊行物等を整備し、利用者に郵送等にて貸出する。

イ 1階閲覧室

点字図書、録音図書資料等の閲覧や聴読、視覚障がい者用のパソコンによる閲覧、拡大読書器による一般図書資料の閲覧を提供する。

ウ サービス事業

(ア) 対面朗読

総合図書館の資料、または持ち込みの図書・雑誌・資料等の対面朗読を行う。

(イ) ファックス代読

簡易な文書類等をファックスで送ってもらい、電話により代読する。

(ウ) プライベートサービス

個人の希望により、図書・雑誌等の点訳または音訳を行う。

(エ) 肢体不自由者読書サービス

一般の図書が利用できない体幹機能障がいまたは重度の上肢障がい者に対して、著作権者の承諾を得た録音図書の貸出を行う。

(オ) 情報機器支援サービス

サビエ(※2)図書館へのアクセス方法等を中心としたインターネットの基本操作や視覚障がい者用情報機器の利用を支援する。

(カ) レファレンス(読書の奨励や読書相談)

図書に関する色々な問い合わせ等について、できるだけ調査し、お応えする。

エ 専属ボランティアの指導、育成

点字・デージーの図書や雑誌製作を指導。対面朗読のため講習会を開催し、専属ボランティアを養成する。

オ 点字図書館だより

新規製作図書の紹介や生活情報・図書情報等をお知らせするため、年6回(奇数月)の「点字図書館だより」を発行する。

※1 デージーとは、DAISY (Digital Accessible Information SYstemの略) デジタル録音図書の国際標準規格

※2 サビエとは、視覚障がい者を始め、目で文字を読むことが困難な方々に対して、さまざまな情報を点字、音声データで提供するネットワーク

日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。

(2) 運営組織(一般社団法人 福岡市視覚障害者福祉協会)

職員構成(12名)

館長	1名
常勤職員	5名(校正員・貸出閲覧員・点訳指導員・音訳指導員) ※司書資格3名
非常勤職員	6名

(3) 運営状況(令和元年度 利用実績)

ア 蔵書数

区分	タイトル数	冊巻数
点字図書	6,445	20,293
デージー図書	6,259	6,292
テキストデージー図書	19	19
合計	12,723	26,604

イ 貸出数

区分	タイトル数	冊巻数
点字図書	208	715
デージー図書	12,301	12,316
合計	12,509	13,031

ウ 登録者数 977人

※録音図書(カセット)は平成31年度に原則取り扱い終了となった。

エ 館内利用者数

閲覧室利用者数(一般)	1,074人
閲覧室利用者数(視覚)	695人
対面朗読利用者数	141人

オ その他主サービス実施状況

派遣対面朗読利用者数	87人
プライベートサービス	29人

9. 福岡市総合図書館運営審議会等

(1) 福岡市総合図書館運営審議会

設 置 目 的	総合図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる。			
設 置 年 月 日	平成8年4月1日			
根 拠 法 令 等	福岡市総合図書館条例 第25条第1項			
任 期	2年：令和2年7月9日～令和4年7月8日			
構成員・名簿 (令和2年8月1日現在)	〈学校教育関係者〉 西川 秋生 松下 誠 渡邊 由紀子 〈社会教育関係者〉 国広 奈穂子 萩尾 憲子 上村 篤子 〈家庭教育関係者〉 松原 明子 〈読書活動団体関係者〉 香川 純子 〈学 識 経 験 者〉 高橋 昇 白根 恵子 脇川 郁也 脇山 真治 〈本 市 の 住 民〉 森 望 宮本 直嗣			

令和元年度の活動実績

○ 福岡市総合図書館運営審議会：2回開催

○ 令和元年9月27日：第1回運営審議会

○ 令和2年3月27日：第2回運営審議会

(2) 福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会

- ・設置目的：福岡市総合図書館の指定管理者の選定及び評価について意見を求める。
- ・設置年月日：平成27年5月12日
- ・根拠法令等：福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会に関する要綱
- ・任期5年：令和2年6月10日～令和7年6月9日
- ・委員数：5人
- ・1回開催（令和元年度）

(3) 福岡市総合図書館新ビジョン推進に関する点検評価会議

- ・設置目的：福岡市総合図書館新ビジョン事業計画及び成果指標の達成状況について、意見を求める。
- ・設置年月日：平成27年6月3日
- ・根拠法令等：福岡市総合図書館新ビジョン推進に関する点検評価会議にかかる要綱
- ・任期2年：令和元年8月1日～令和3年7月31日
- ・委員数：5人
- ・1回開催（令和元年度）

V. 条例、関係規則等

1. 福岡市総合図書館条例（平成8年3月28日条例第30号）

（設置）

第1条 市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、福岡市総合図書館（以下「総合図書館」という。）を福岡市早良区百道浜三丁目に設置する。

2 総合図書館に分館を別表第1のとおり置く。

（事業）

第2条 総合図書館は、次に掲げる事業を行う。

（1）図書館法（昭和25年法律第118号）の規定に基づく図書館として、図書、記録、逐次刊行物その他必要な資料（以下「図書資料」という。）を収集し、整理し、及び保存して、市民の利用に供すること。

（2）映画フィルム、ビデオテープ、コンパクトディスクその他必要な資料（以下「映像資料」という。）を収集し、整理し、及び保存して市民の利用に供すること。

（3）本市に関する歴史的文化的価値を有する公文書、古文書、郷土資料、文学資料その他必要な資料（以下「文書資料」という。）を収集し、整理し、及び保存して、市民の利用に供すること。

（4）図書資料、映像資料及び文書資料（以下「図書資料等」という。）の利用のための相談に応じること。

（5）図書資料等に関する調査及び研究を行うこと。

（6）図書資料等に関する講演会、講習会、研究会、映写会等を開催し、及びその奨励を行うこと。

（7）施設の利用に関すること。

（8）前各号に掲げるもののほか、総合図書館の設置の目的の達成に必要なこと。

（職員）

第3条 総合図書館に館長その他必要な職員を置く。

（観覧料）

第4条 総合図書館が主催して映像ホールで映像資料を上映する場合は、観覧する者から、別表第2に定める額の観覧料を徴収する。

（利用の許可）

第5条 図書資料等に関する講演会、講習会、研究会、映写会等のため総合図書館の施設（映像ホール及び会議室に限る。）を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 映像ホールに係る前項の許可は、総合図書館が主催して映像ホールで行う事業に支障がない範囲で行うものとする。

（利用の制限）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、総合図書館の利用を拒み、又は前条の許可をせず、若しくは既にした許可を取り消すことができる。

（1）利用者（利用しようとする者を含む。以下本条において同じ。）が総合図書館の設置の目的に反する利用をし、又はそのおそれがあるとき。

（2）利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反し、又はそのおそれがあるとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、総合図書館の管理上支障があると認められるとき。

2 前項の措置によって利用者が損害を受けても、本市はその責めを負わない。

（入館の制限）

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

（1）他の利用者に迷惑をかけ、若しくは総合図書館の施設、附属設備若しくは図書資料等を損傷し、又はそのおそれがあると認められる者

（2）総合図書館の管理上の指示又は指導に従わない者

（3）前2号に掲げる者のほか、総合図書館の管理上支障があると認められる者

（利用する権利の譲渡等の禁止）

第8条 第5条の許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）は、総合図書館の施設を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別な設備)

第9条 許可利用者は、総合図書館に特別な設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

2 教育委員会は、総合図書館の管理上必要があると認めるときは、許可利用者の負担において総合図書館に特別な設備を設置するよう命じることができる。

3 前2項に規定する設備は、第5条の許可の期間の満了前に許可利用者の負担において撤去し、原状に復さなければならない。

4 許可利用者が前項に規定する撤去を行わないときは、教育委員会がこれを行い、その費用を当該許可利用者から徴収する。

(使用料)

第10条 許可利用者からは、別表第3に定める額の使用料を徴収する。

(複写手数料)

第11条 総合図書館の図書資料等を複写する者からは、複写紙1枚につき300円の範囲内で教育委員会規則で定める額の手数料を徴収する。

(撮影等の許可及び手数料)

第12条 学術研究等のため、総合図書館の図書資料等の撮影、模写又は模造をしようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者からは、1点1回につき2,200円の範囲内で教育委員会規則で定める額の手数料を徴収する。

(観覧料等の前納等)

第13条 観覧料、使用料及び手数料(以下「観覧料等」という。)は、前納とする。

2 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料等の減免)

第14条 教育委員会が特別な理由があると認める場合は、観覧料等を減免することができる。

(利用者の管理義務)

第15条 利用者は、利用期間中その利用に係る総合図書館の施設、附属設備及び図書資料等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(損害賠償)

第16条 利用者がその責めに帰すべき事由により、総合図書館の施設、附属設備又は図書資料等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(職員の立入り)

第17条 許可利用者は、総合図書館の職員が職務のため当該利用に係る施設に立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

(指定管理者による管理)

第18条 教育委員会は、総合図書館の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 指定管理者が行う総合図書館(分館を除く。)の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2条第7号及び第8号に掲げる事業に関する業務

(2) 第5条第1項に規定する利用の許可(会議室に係るものに限る。)に関する業務

(3) 第6条第1項に規定する利用の制限に関する業務

(4) 第7条に規定する入館の制限に関する業務

(5) 第9条に規定する特別な設備の設置(会議室に係るものに限る。)に関する業務

(6) 第10条に規定する使用料の徴収(会議室に係るものに限る。)に関する業務

(7) 第11条に規定する手数料の徴収に関する業務

(8) 第12条第1項に規定する撮影、模写又は模造の許可(文書資料に係るものを除く。)及び同条第2項に規定する手数料の徴収に関する業務

(9) 第14条に規定する観覧料等(使用料(会議室に係るものに限る。)及び手数料に限る。)の減免に関する業務

(10) 総合図書館の施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務

(11) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

- 3 指定管理者が行う総合図書館（分館に限る。）の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 前項第3号、第4号及び第7号に掲げる業務
 - (2) 第2条第1号（市民の利用に供することに限る。）、第2号（市民の利用に供することのうち貸出をした映像資料の返却に係るものに限る。）、第4号及び第6号から第8号までに掲げる事業に関する業務
 - (3) 第12条第1項に規定する撮影、模写又は模造の許可及び同条第2項に規定する手数料の徴収に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者の指定）

第19条 教育委員会は、総合図書館の管理を指定管理者に行わせようとするときは、教育委員会規則で定めるところにより、総合図書館（分館を除く。）又は各分館について、指定管理者の指定を受けようとする者を公募するものとする。ただし、総合図書館の管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると教育委員会が認める場合は、この限りでない。

- 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。
- (1) 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
 - (2) 総合図書館の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 総合図書館の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める基準

（指定等の告示）

第20条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、速やかに教育委員会規則で定める事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。

（指定の取消し等）

第21条 地方自治法第244条の2第11項に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対し、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
 - (2) 第19条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
 - (3) 次条に規定する管理の基準を遵守しないとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。
- 2 前条の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。

（管理の基準）

第22条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく教育委員会規則その他教育委員会の定めるところに従って適正に総合図書館の管理を行わなければならない。

（指定管理者の原状回復義務等）

第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、管理をしなくなつた総合図書館の施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、特別の事情があると教育委員会が認めるときは、この限りでない。

- 2 指定管理者がその責めに帰すべき理由により、総合図書館の施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者に関する読替え)

第24条 第18条第1項の規定により総合図書館（分館を除く。）の管理を指定管理者に行わせる場合における第5条第1項、第6条第1項、第7条、第9条（第3項を除く。）、第10条、第12条第1項及び第14条の規定の適用については、第5条第1項中「映像ホール及び会議室」とあるのは「会議室」と、「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」と、第6条第1項各号列記以外の部分、第7条及び第9条（第3項を除く。）中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条中「使用料」とあるのは「使用料（会議室に係るものに限る。）」と、第12条第1項中「図書資料等」とあるのは「図書資料等（文書資料を除く。）」と、「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」と、第14条中「教育委員会が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の定める」と、「観覧料等」とあるのは「使用料（会議室に係るものに限る。）及び手数料」とする。

2 第18条第1項の規定により総合図書館（分館に限る。）の管理を指定管理者に行わせる場合における第6条第1項、第7条及び第12条第1項の規定の適用については、第6条第1項各号列記以外の部分及び第7条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第12条第1項中「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」とする。

(総合図書館運営審議会)

第25条 総合図書館の運営に関する事項を調査審議するため、福岡市総合図書館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、総合図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べるものとする。

3 審議会の委員の定数は、20人以内とする。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、総合図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(供用開始日)

2 この条例の施行にかかわらず、総合図書館（分館を除く。）の供用は、教育委員会規則で定める日から開始する。

(平成8年教規則第10号により平成8年6月29日から供用開始)

(福岡市民図書館条例の廃止)

3 福岡市民図書館条例（昭和51年福岡市条例第43号）は、廃止する。

附 則（平成11年3月11日条例第35号）

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成11年教委規則第5号により別表第1福岡市博多図書館の項の次に福岡市博多南図書館の項を加える改正規定は、平成12年1月30日から施行)

附 則（平成15年3月13日条例第30号）

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、別表第1福岡市西図書館の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成15年教委規則第11号により平成15年8月9日から施行)

附 則（平成19年12月20日条例第62号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年 3 月26日 条例第43号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（供用開始日）

- 2 この条例の施行にかかわらず、福岡市西部図書館の供用は、教育委員会規則で定める日から開始する。

（平成21年教委規則第 9 号により平成22年 7 月20日から供用開始）

附 則（平成26年 3 月27日 条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月19日 条例第59号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は公布の日から、別表第 1 福岡市東図書館の項の改正規定は教育委員会規則で定める日から施行する。

（平成27年教委規則第14号により平成28年 6 月 4 日から施行）

附 則（令和 2 年 3 月26日 条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（供用開始日）

- 2 この条例の施行にかかわらず、福岡市早良南図書館の供用は、教育委員会規則で定める日から開始する。

別表第 1

名 称	位 置
福岡市東図書館	福岡市東区千早四丁目
福岡市和白図書館	福岡市東区和白丘一丁目
福岡市博多図書館	福岡市博多区山王一丁目
福岡市博多南図書館	福岡市博多区南本町二丁目
福岡市中央図書館	福岡市中央区赤坂二丁目
福岡市南図書館	福岡市南区塩原二丁目
福岡市城南図書館	福岡市城南区片江五丁目
福岡市早良図書館	福岡市早良区百道二丁目
福岡市早良南図書館	福岡市早良区四箇田団地
福岡市西図書館	福岡市西区内浜一丁目
福岡市西部図書館	福岡市西区西都二丁目

別表第2

映像ホール上映観覧料

区 分		金 額	
		個 人	20人以上の団体
通常上映観覧	一 般	500円	1人につき400円
	大学生・高校生	400円	1人につき320円
	中学生・小学生	300円	1人につき240円
特 別 上 映 観 覧		1人につき2,000円以内で教育委員会が定める額	

備考

- 通常上映観覧とは、総合図書館が平常的に上映する映像資料の観覧をいい、特別上映観覧とは、総合図書館が特別に上映する映像資料の観覧をいう。
- 一般とは、大学生・高校生及び中学生・小学生以外の者で15歳以上のものをいい、大学生・高校生とは、大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、各種学校又はこれらに準じるものに在学する者をいう。

別表第3

1 映像ホール使用料

区 分	午前10時から 正 午 ま で	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前10時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前10時から 午後10時まで
映 像 ホ ー ル	3,000円	18,000円	22,000円	21,000円	40,000円	43,000円

2 会議室使用料

区 分	午前10時から 正 午 ま で	午後1時から 午後4時まで	午後4時から 午後7時まで	午前10時から 午後4時まで	午後1時から 午後7時まで	午前10時から 午後7時まで
第1会議室	円 2,350	円 5,100	円 5,100	円 7,200	円 9,150	円 10,900
第2会議室	1,250	2,700	2,700	3,800	4,850	5,750

備考

- 映像ホールの許可利用者が入場者から入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表の金額の2倍に相当する額とする。
- 利用の許可を受けた時間を超えて利用する場合の使用料の額は、教育委員会規則で定める。
- 付属設備の使用料の額は、教育委員会規則で定める。

2. 福岡市総合図書館条例施行規則（平成8年3月28日教育委員会規則第5号）

（趣旨）

第1条 この規則は、福岡市総合図書館条例（平成8年福岡市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 福岡市総合図書館（以下「総合図書館」という。）の事務を行うため、総合図書館に分館のほか、次の課及び係を置く。

運営課

運営係

企画係

図書サービス課

管理調整係

読書活動支援係

図書資料係

文学・映像課

文学・文書係

古文書係

映像資料係

映像活用係

2 分館の所属は、図書サービス課とする。

（分掌事務）

第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

運営課

- （1）総合図書館内の連絡調整に関すること。
- （2）総合図書館の維持管理に関すること。
- （3）総合図書館の利用その他便宜供与に関すること。
- （4）他の課及び分館の主管に属しないこと。

図書サービス課（分館を除く。）

- （1）図書、記録、逐次刊行物その他必要な資料（以下「図書資料」という。）の選定、受入、整理、保存及び利用に関すること。
- （2）図書資料の調査及び相談に関すること。
- （3）図書資料に関する講演会、講習会、研究会等の開催及び奨励に関すること。
- （4）九州国連寄託図書館の運営に関すること。
- （5）他の図書館等との連絡、協力及び図書資料の相互貸借に関すること。
- （6）読書普及事業に関すること。
- （7）ビデオライブラリーの運営に関すること。

文学・映像課

- （1）郷土の文学等に関する資料（以下「文学資料」という。）の選定、受入、整理、保存及び利用に関すること。
- （2）本市に関する歴史的文化的価値を有する公文書、古文書その他必要な資料（以下「文書資料」という。）の収集、整理、保存及び利用に関すること。
- （3）文学資料及び文書資料の調査研究及び相談に関すること。
- （4）文学資料及び文書資料に関する講演会、講習会、研究会等の開催及び奨励に関すること。
- （5）映画フィルム、ビデオテープ、コンパクトディスクその他必要な資料（以下「映像資料」という。）の収集、整理及び保存に関すること。
- （6）映像ホール及びミニシアターの運営に関すること。
- （7）映像資料の調査研究に関すること。
- （8）映像資料に関する講演会、講習会、研究会等の開催及び奨励に関すること。

- 2 分館の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 図書資料の選定及び利用に関すること。
 - (2) 市民センター等との連絡調整に関すること。
 - (3) 読書普及事業に関すること。

(職員)

第4条 総合図書館に館長及び事業管理部長を、課に課長を、係に係長を、分館に分館長を置く。

- 2 前項の職員のほか、特に必要なときは、課に主査又は主任学芸主事を置くことがある。
- 3 前2項の職員のほか、課及び分館（指定管理者に管理を行わせる分館を除く。）に職員を置く。
- 4 館長、事業管理部長、課長、係長、分館長、主査及び主任学芸主事は、職員のうちから命じる。
- 5 館長は、上司の命を受けて総合図書館の事務を統理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 事業管理部長は、上司の命を受けて総合図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 7 課長、係長及び分館長は、上司の命を受けて課、係又は分館に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 8 主査及び主任学芸主事は、上司の命を受けて総合図書館に属する特定の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 9 職員は、上司の命を受けて分担する事務を処理する。

(職務権限の代行)

第5条 館長に事故がある場合又は館長が欠けた場合において、特に事務取扱者を命じないときは、事業管理部長がその所掌する事務について館長の職務権限を代理して行う。ただし、重要又は異例な事務については、教育次長の指揮を受けなければならない。

- 2 事業管理部長に事故がある場合又は事業管理部長が欠けた場合において、特に事務取扱者を命じないときは、課長がその所掌する事務について事業管理部長の職務権限を代理して行う。ただし、重要又は異例な事務については、館長の指揮を受けなければならない。
- 3 課長に事故がある場合又は課長が欠けた場合において、特に事務取扱者を命じないときは、係長がその所掌する事務について課長の職務権限を代理して行う。ただし、重要又は異例な事務については、事業管理部長の指揮を受けなければならない。
- 4 前3項の規定により館長、事業管理部長又は課長の職務権限を代理して行うものがないときは、館長の職務権限は教育次長が、事業管理部長の職務権限は館長が、課長の職務権限は事業管理部長が行う。
- 5 分館長に事故がある場合又は分館長が欠けた場合において、特に事務取扱者を命じないときは、図書サービス課長が分館長の職務権限を行う。

(開館時間)

第6条 総合図書館の開館時間は、午前10時から午後8時まで（日曜及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号））に規定する休日をいう。以下に同じ。）については、午前10時から午後7時まで）とする。ただし、映像ホールについては、午前10時から午後10時まで（日曜及び休日については、午前10時から午後7時まで）とする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、分館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、東図書館の開館時間は、午前9時から午後8時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育長が必要と認める場合は、総合図書館の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 総合図書館（東図書館を除く。）の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 毎週月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日）
 - (2) 毎月末日（その日が日曜日、月曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日後において最初の日曜日、月曜日、土曜日及び休日でない日）
 - (3) 12月28日から翌年1月4日まで
 - (4) 図書資料、文学資料、文書資料及び映像資料（以下「図書資料等」という。）の整理期間として1年につき14日を超えない範囲内で教育長が定める期間
- 2 東図書館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
 - (1) 毎月最終月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日）
 - (2) 12月28日から翌年1月3日まで
 - (3) 図書資料等の整理期間として1年につき14日を超えない範囲内で教育長が定める期間

(施設の利用許可申請)

第8条 条例第5条の規定による総合図書館の施設の利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、福岡市総合図書館施設利用許可申請書（様式第1号）により教育長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、映像ホールの利用の申請については利用しようとする日の6月前から3月前までの間に、会議室の利用については、利用しようとする日の3月前から前日までの間に行わなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(利用許可)

第9条 利用許可は、福岡市総合図書館施設利用許可書（様式第2号）を交付して行うものとする。

(利用の取り止め)

第10条 利用許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）が利用の取り止めをしようとする場合には、あらかじめ福岡市総合図書館施設利用取り止め届（様式第3号。以下「利用取り止め届」という。）を教育長に提出しなければならない。

(利用時間)

第11条 許可利用者が利用許可を受けた時間（以下「利用時間」という。）には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

(利用時間の経過)

第12条 許可利用者が利用の開始後において、利用時間を超えて引き続き当該利用許可に係る施設の利用を申し出た場合は、総合図書館の運営に支障がない場合においてのみ許可する。

(利用時間の超過の場合の使用料)

第13条 許可利用者が、前条の規定により利用時間を超えて利用するときの当該超えて利用する時間（以下「超過時間」という。）に係る使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 映像ホール 超過時間1時間までごとに条例別表第3 1 映像ホール使用料の表に掲げる午後6時から午後10時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額（正午から午後1時まででは、同表に掲げる午後1時から午後5時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額）
- (2) 会議室 1時間までごとに条例別表第3 2 会議室使用料の表に掲げる当該施設の午後4時から午後7時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額。

(付属設備の使用料)

第14条 付属設備の使用料の額は、別表第1のとおりとする。

(図書資料等の複写手数料等)

第15条 条例第11条に規定する手数料の額は、別表第2のとおりとする。

2 館長は、複写を許可しない図書資料等をあらかじめ指定することができる。

(撮影等の許可)

第16条 条例第12条第1項の規定による総合図書館の図書資料等の撮影、模写又は模造（以下「撮影等」という。）の許可を受けようとする者は、福岡市総合図書館資料撮影等許可申請書（様式第4号）により館長に申請しなければならない。

2 前項の許可は、福岡市総合図書館資料撮影等許可書（様式第5号）を交付して行うものとする。

3 撮影等は、次の各号いずれかに該当するときは許可しない。

- (1) 入館者の利用に支障があると認められるとき。
- (2) 図書資料等の管理上支障があると認められるとき。
- (3) その他撮影等を行うことが不相当と認められるとき。

4 撮影等は、所定の場所で行わなければならない。

(撮影等の手数料)

第17条 条例第12条第2項に規定する手数料の額は、別表第3のとおりとする。

(使用料及び手数料の徴収)

第18条 使用料は、利用の開始までに徴収する。

2 手数料は、複写又は撮影等の開始までに徴収する。

(観覧料等の還付)

第19条 条例第13条第2項ただし書の規定による観覧料等の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 天災地変その他不可抗力により観覧、利用、複写又は撮影等ができなくなったとき 当該観覧料等の全額

- (2) 許可利用者が利用日の10日前（映像ホールについては1月前）までに利用取り止め届を提出したとき 当該使用料の全額
- (3) 許可利用者が利用日の5日前までに利用取り止め届を提出したとき（映像ホールを除く。）
当該使用料の額に0.5を乗じて得た額

（観覧料の減免）

第20条 条例第14条の規定による観覧料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 市内の義務教育諸学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が当該義務教育諸学校の教育計画に基づき通常上映又は特別上映を観覧するとき 当該観覧料の全額
 - (2) 障がい者（療育手帳、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「療育手帳等」という。）の交付を受けている者をいう。以下同じ。）（介護者（障がい者1人につき1人までとする。）が同伴している場合にあつては、その介護者を含む。以下同じ。）が通常上映を観覧するとき 当該観覧料の全額
 - (3) 障がい者が特別上映を観覧するとき 当該観覧料の額に0.5を乗じて得た額
 - (4) 市内に居住する65歳以上の者が通常上映又は特別上映を観覧するとき 当該観覧料の額に0.5を乗じて得た額
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき 教育長が必要と認める額
- 2 前項第1号又は第5号の規定により観覧料の減免を受けようとする者は、福岡市総合図書館観覧料減免申請書（様式第6号）により教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない
- 3 観覧料の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を職員に提示しなければならない。
- (1) 第1項第2号又は第3号の規定により減免を受ける場合 療育手帳等
 - (2) 第1項第4号の規定により減免を受ける場合 本市が発行するシルバー手帳又は官公署が発行する証明書等（本人の氏名、住所及び生年月日が記載されているものに限る。）

（使用料の減免）

第21条 条例第14条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき 当該使用料の全額
 - (2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき 当該使用料の額に0.5を乗じて得た額
 - (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関がその行事に利用するとき 当該使用料の全額
 - (4) 18歳未満の者を主体とする団体が利用するとき 当該使用料の額に0.5を乗じて得た額
 - (5) 映像ホールを利用して入場者から入場料を徴収する催物を行う場合で、当該入場料の額（数種の入場料を徴収する場合にあつては、その最も高い額）が1人1回の入場について5,000円以下のとき 当該使用料（付属設備の使用料を除く。）の額に0.5を乗じて得た額
 - (6) 市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が利用するとき 当該使用料の全額
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき 教育長が必要と認める額
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、福岡市総合図書館使用料減免申請書（様式第7号）により教育長に申請しなければならない。ただし、本市が主催する行事に利用する場合は、この限りではない。

（入館者及び許可利用者の心得）

第22条 総合図書館の入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 総合図書館の施設、付属設備、備品又は図書資料等を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他の入館者に迷惑をかけること。
- (3) 所定の場所以外で飲食をし、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 危険物又は動物を持ち込まないこと。
- (5) 許可なくして物品を販売し、若しくは展示し、又はこれに類する行為をしないこと。
- (6) 館内を不潔にしないこと。
- (7) 許可なくして図書資料等の撮影等をしないこと。
- (8) 総合図書館の施設、付属設備、備品及び図書資料等の利用を終えたときは、これをもとの状態に復し、又は所定の場所へ返還すること。
- (9) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、管理上の必要から職員が行う指示又は指導に従うこと。

2 許可利用者は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員は、当該施設の所定の人員を超えないこと。
- (2) 条例第7条各号のいずれかに該当する者に対しては、当該施設への入場を拒み、又は退場を命じること。
- (3) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- (4) 当該施設への入場者に前項各号に掲げる事項を守らせること。

(利用後の点検)

第23条 許可利用者は、総合図書館の施設、付属設備及び備品の使用を終えたときは、職員の点検を受けなければならない。

(図書資料等の貸出対象者)

第24条 市内若しくは別表第4に掲げる市町村内に居住し、又は市内に勤務し、若しくは在学する者は、図書資料等の個人貸出を受けることができる。

2 前項に規定する者のほか、館長が特に認める者もまた同様とする。

3 市内の地域団体、職域団体、社会教育関係団体その他の団体で館長が適当と認めるもの（以下「団体」という。）は、総合図書館（分館を除く。）の図書資料の団体貸出を受けることができる。

(登録手続)

第25条 図書資料等の貸出を受けようとする者は、個人にあつては図書貸出登録申込書を、団体にあつては団体貸出登録申請書を館長に提出し、登録しなければならない。

2 前項の規定による登録を行った者（以下「登録利用者」という。）に対しては、個人にあつては貸出カードを、団体にあつては団体貸出登録書を交付するものとする。

3 貸出カードの有効期間は3年間とし、団体貸出登録書の有効期間は登録した年度の末日までとする。

4 登録に係る事項について異動を生じたとき、又は貸出カード若しくは団体貸出登録書を紛失したときは、登録利用者は、直ちにその旨を館長に届け出なければならない。

5 虚偽の登録を行い、又は貸出カード若しくは団体貸出登録書を他人に譲渡し、若しくは転貸する等の不正行為を行った登録利用者に対しては、その登録を取り消すことがある。

(貸出の手続)

第26条 登録利用者が、図書資料等の貸出を受けようとするときは、個人にあつては貸出カードを、団体にあつては団体貸出登録書をそれぞれ提出し、又は提示しなければならない。ただし、他の手段により登録利用者であることが確認できるときは、この限りでない。

(貸出の制限)

第27条 次の各号のいずれかに該当する図書資料等は、特に館長が認める場合を除き貸出をしない。

- (1) 図書資料のうち参考図書
- (2) 映像資料（ビデオテープ、コンパクトディスク、デジタルバーサタイルディスク及びカセットブックを除く。）
- (3) 文書資料
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に重要な図書資料及び映像資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、貸出が不相当と認められるもの

(貸出冊数及び期間)

第28条 図書資料等の個人貸出に係る貸出冊数及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めたときの貸出期間は、この限りでない。

(1) 図書資料の貸出は、登録利用者1人につき10冊以内とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。

(2) 映像資料（コンパクトディスク及びカセットブックに限る。）の貸出は、登録利用者1人につき2枚以内又は2本以内とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。

(3) 映像資料（ビデオテープ及びデジタルバーサタイルディスクに限る。）の貸出は、登録利用者1人につき1枚又は1本とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。

2 図書資料の団体貸出に係る貸出冊数及び貸出期間は、貸出を受ける団体の規模等に応じて館長が別に定める。

(図書資料の管理)

第29条 団体貸出を受けた団体の代表者は、貸出を受けた図書資料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(貸出の停止)

第30条 館長は、貸出期間の経過後なお図書資料等を返納しない登録利用者その他この規則及び総合図書館の管理上必要な指示に従わない登録利用者に対しては、図書資料等の貸出を一定期間停止することができる。

(様式)

第31条 第25条第1項に規定する図書貸出登録申込書及び団体貸出登録申請書、同条第2項に規定する貸出カード及び団体貸出登録書の様式は、館長が定める。

(図書資料等の寄贈及び寄託)

第32条 総合図書館は、図書資料等の寄贈及び寄託を受けることができる。

(寄託資料の取扱い)

第33条 寄託を受けた図書資料等は、寄託についての特別の条件がある場合のほか、他の図書資料等と同様の取扱いをするものとする。ただし、貸出については、寄託者の承諾がある場合に限り行うものとする。

(寄託期間)

第34条 図書資料等の寄託期間は、寄託者と館長が協議して定める。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認める場合は、寄託期間内においても当該図書資料等を返還することができる。

(免責)

第35条 寄託を受けた図書資料等が、天災地変その他不可抗力によって滅失し、又は損傷した場合は、教育委員会はその責めを負わないものとする。

(指定管理者の公募の公告)

第36条 条例第19条第1項本文の規定による公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる総合図書館の名称及び所在地
- (2) 指定の予定期間
- (3) 指定管理者が行う管理の業務の範囲及び管理の基準
- (4) 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準
- (5) 指定管理者の候補者となることができる資格を定めたときは、その資格
- (6) 条例第19条第2項の規定による申請（以下「指定の申請」という。）を受け付ける期間及び次条第1項の指定管理者指定申請書の提出先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育長が定める事項

(指定の申請)

第37条 指定の申請は、教育長が定める期間内に指定管理者指定申請書（様式第8号）を教育長に提出して行うものとする。

2 指定管理者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 指定の申請を行う団体（以下「申請団体」という。）の定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (2) 申請団体が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (4) 管理の業務に従事する者の配置及び勤務体制について記載した書類
- (5) 申請団体のすべての事業に係る指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに当該事業年度の前事業年度の事業報告書及び収支決算書
- (6) 申請団体の役員の名簿及び従業員数を記載した書類
- (7) 申請団体の活動実績について記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

3 教育長は、前項の規定にかかわらず、同項第1号から第7号までに掲げる書類の一部の添付を要しないことができる。

(指定の期間)

第38条 指定管理者の指定の期間は、5年以内とする。

(指定管理者の指定の通知)

第39条 指定管理者の指定は、指定管理者指定書（様式第9号）を交付して行う。

(指定等の告示事項)

第40条 条例第20条に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる総合図書館の名称及び所在地
 - (2) 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
 - (3) 指定の期間
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項
- 2 条例第21条第2項において準用する条例第20条に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 指定管理者（指定管理者であった者を含む。）に管理を行わせていた総合図書館の名称及び所在地
 - (2) 前項第2号及び第3号に掲げる事項
 - (3) 指定を取り消した場合にあっては、取消しの日
 - (4) 管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、停止した業務の範囲及び停止の期間
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第41条 事業報告書（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の事業報告書をいう。

以下同じ。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の実施状況及び施設の利用状況
 - (2) 管理に係る経費等の収支状況
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、管理の状況を把握するために必要な事項として教育長が定めるもの
- 2 指定管理者の指定が取り消された場合における取消しの日の属する年度の事業報告書は、当該年度の初日から当該取消しの日の前日までの期間について作成するものとする。
- 3 指定管理者は、毎年度終了後（指定管理者の指定が取り消されたときは、当該取消しの日後）60日以内に、事業報告書を教育長に提出しなければならない。ただし、特別の事情があると教育長が認めるときは、この限りでない。

(指定管理者に関する読替え)

第42条 条例第18条第1項の規定により総合図書館（分館を除く。）の管理を指定管理者に行わせる場合における次の表の左欄に掲げるこの規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条第1項	施設	施設（会議室に限る。）
	教育長	指定管理者
第8条第2項	前項の申請は、映像ホールの利用の申請については利用しようとする日の6月前から3月前までの間に、会議室の利用については	前項の規定による申請は
第8条第2項ただし書	教育長が	指定管理者が教育長の定める
第10条及び第21条第2項	教育長	指定管理者
第12条	当該利用許可に係る施設	会議室

第13条	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。 （1）映像ホール 超過時間1時間までごとに条例別表第3 1 映像ホール使用料の表に掲げる午後6時から午後10時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額（正午から午後1時までは、同表に掲げる午後1時から午後5時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額） （2）会議室 1時間までごとに条例別表第3 2 会議室使用料の表に掲げる当該施設の午後4時から午後7時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額	1時間までごとに条例別表第3 2 会議室使用料の表に掲げる当該施設の午後4時から午後7時までの使用料の1時間当たりの額により算定した額とする。
第16条第1項	図書資料等	図書資料等（文書資料を除く。以下この条において同じ。）
	館長	指定管理者
第18条第1項	使用料	使用料（会議室に係るものに限る。以下同じ。）
第22条第1項第10号及び第23条	職員	指定管理者
第22条第2項第1号、第2号及び第4号	当該施設	会議室
様式第1号及び様式第2号	福岡市教育委員会教育長	指定管理者
	職員	指定管理者
様式第3号	福岡市教育委員会教育長	指定管理者
様式第4号及び様式第5号	福岡市総合図書館長	指定管理者
	職員	指定管理者
様式第7号	福岡市教育委員会教育長	指定管理者
	本市	福岡市

- 2 条例第18条第1項の規定により総合図書館(分館に限る。)の管理を指定管理者に行わせる場合における次の表の左欄に掲げるこの規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第16条第1項、第25条第1項及び第4項並びに第30条	館長	指定管理者
第22条第1項第10号	職員	指定管理者
第27条	特に館長が	指定管理者が館長の定める特別の理由があると
第28条第1項ただし書	館長が特に必要と	指定管理者が館長の定める特別の理由があると
様式第4号及び様式第5号	福岡市総合図書館長	指定管理者
	職員	指定管理者

別記様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第6号及び様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

(以下様式省略)

(審議会の委員の委嘱)

第43条 条例第25条に規定する福岡市総合図書館運営審議会(以下「審議会」という。)の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、読書活動を行う団体の関係者、学識経験を有する者並びに本市の住民のうちから教育委員会が委嘱する。

(審議会の会長及び副会長)

第44条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第45条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(委任)

第46条 この規則に定めるもののほか、総合図書館の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(福岡市民図書館条例施行規則の廃止)

- 福岡市民図書館条例施行規則(昭和51年福岡市教育委員会規則第16号)は、廃止する。

附 則 (平成10年12月28日教規則第6号)

この規則は、平成11年1月5日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日教規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月29日教規則第9号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月28日教規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に交付した貸出カード及び団体貸出登録書の有効期限は、この規則による改正後の福岡市総合図書館条例施行規則第25条第3項の規定にかかわらず、貸出カードについては平成17年3月31日までとし、団体貸出登録書については平成15年3月31日までとする。

附 則 (平成14年7月29日教規則第15号)

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日教規則第7号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月29日教規則第8号)

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則 (平成17年1月13日教規則第1号)

この規則は、平成17年1月24日から施行する。

附 則 (平成17年3月24日教規則第2号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第4大島村の項を削る改正規定は、平成17年3月28日から施行する。

附 則 (平成17年7月14日教規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年7月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の福岡市教育委員会規則の規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成18年10月30日教規則第9号)

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日教規則第6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月28日教規則第10号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月20日教規則第11号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月30日教規則第12号)

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日教規則第4号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日教規則第7号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月9日教規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日教規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月4日教規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の福岡市総合図書館条例施行規則別記様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第6号及び様式第7号の規定により作成された様式は、この規則による改正後の福岡市総合図書館条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成28年3月31日教規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項にただし書を加える改正規定及び第7条の改正規定は、平成28年6月4日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日教規則第5号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日教規則第4号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月25日教規則第13号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日教規則第15号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1
付 属 設 備 使 用 料

種 別	区 別	単 位	金 額
照明設備	ピンスポットライト	1 台	310円
	ホリゾンライト	1 式	1,000円
音響設備	拡声装置	1 式	2,530円
	ステージスピーカー	1 対	1,000円
	コンデンサマイク	1 本	800円
	ダイナミックマイク	1 本	340円
	ワイヤレスマイク	1チャンネル	1,520円
	C Dプレーヤー	1 台	800円
	カセットデッキ	1 台	1,670円
	オープンデッキ	1 台	2,300円
	同時通訳装置	1 式	6,300円
舞台設備	演台	1 台	730円
	バトン	1 本	730円
映写設備	35ミリ映写機	1 台	6,050円
	16ミリ映写機	1 台	2,530円
	ハイビジョンプロジェクター	1 台	8,000円
	ビデオプロジェクター	1 台	2,530円
	ビデオデッキ	1 台	2,000円
	L Dプレーヤー	1 台	2,000円
	スライドプロジェクター	1 台	1,670円
	オーバーヘッドプロジェクター	1 台	1,670円
	スクリーン	1 張	1,670円

備考

- この表に掲げる使用料は、午前10時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時まで（会議室については午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで及び午後4時から午後7時まで）をそれぞれ1回とした使用料とする。
- 午前10時から午後5時まで及び午後1時から午後10時まで（会議室については午前10時から午後5時まで及び午後1時から午後7時まで）の使用料については、それぞれ前項の1回とした使用料の額に2を乗じて得た額とし、午前10時から午後10時まで（会議室については午前10時から午後7時まで）の使用料については、同項の1回とした使用料の額に3を乗じて得た額とする。
- 前2項の区分による利用時間を超えて利用するときの使用料は、1時間までごとにこの表に掲げる使用料の額に0.25を乗じて得た額を加算する。

別表第2

複 写 手 数 料

区 分		単 位	金 額
モノクローム	A 3, A 4, B 4 及び B 5	1 枚につき	10円
カ ラ ー	A 3		80円
	A 4, B 4 及び B 5		50円

備考 複写に用いる用紙の規格は、日本工業規格による。

別表第3

撮 影 等 手 数 料

区 分			金 額	
撮 影	モノクローム	A	1 点 1 回につき	220円
		B	1 点 1 回につき	1, 650円
	カラー	A	1 点 1 回につき	440円
		B	1 点 1 回につき	2, 200円
模 写 ・ 模 造			1 点 1 回につき	1, 650円

備考 Aは学術研究を目的とする場合、Bは学術研究以外を目的とする場合とする。

別表第4

筑紫野市	春日市	大野城市	宗像市	太宰府市	古賀市	福津市
糸島市	那珂川市	宇美町	篠栗町	志免町	須恵町	新宮町
久山町	粕屋町					

(以下様式省略)

3. 図書館法（昭和25年4月30日法律第118号）

最終改正 令和元年6月7日法律第26号

第1章 総 則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に
関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与すること
を目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存し
て、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする
施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学
校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は
一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助
し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努め
なければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルム of 収集にも十分留意して、図書、
記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の
知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館
資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるよう
にすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書
館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の
活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

（司書及び司書補）

第4条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

（司書及び司書補の資格）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）で大学
において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了
したもの
 - イ 司書補の職
 - ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当
するもの
 - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員
その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。
- 一 司書の資格を有する者
 - 二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

（司書及び司書補の講習）

第6条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

- 2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

（司書及び司書補の研修）

第7条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

第7条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第7条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第7条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（協力の依頼）

第8条 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第13条第1項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

（公の出版物の収集）

第9条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

- 2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第2章 公立図書館

（設置）

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第11条及び第12条 削除

（職員）

第13条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第15条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

（図書館協議会）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第18条及び第19条 削除

(図書館の補助)

第20条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第21条及び第22条 削除

第23条 国は、第20条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第3章 私立図書館

第24条 削除

(都道府県教育委員会との関係)

第25条 都道府県教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第26条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第27条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第28条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第29条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第25条第2項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。但し、第17条の規定は、昭和26年4月1日から施行する。

(以下省略)

4. 学校図書館法 (昭和28年8月8日法律第185号)

最終改正 平成27年6月24日法律第46号

(この法律の目的)

第1条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。))及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。))において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。))を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第3条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第4条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連携し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもって充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第6条 学校には、前条第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第7条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第8条 国は、第6条第2項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設定及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則（抄）

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

- 2 学校には、平成15年3月31日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則（平成26年6月27日法律第93号）

(施行期日)

- 1 この法律は、平成27年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第6条第1項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5. 著作権法（抜粋）（昭和45年5月6日法律第48号）

最終改正 平成30年7月13日法律第72号

（頒布権）

第26条 著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。

2 著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。

（図書館等における複製等）

第31条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第3項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部。第3項において同じ。）の複製物を1人につき1部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合

（営利を目的としない上演等）

第38条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

4 公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。

5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設（営利を目的として設置されているものを除く。）で政令で定めるもの及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの（同条第2号に係るものに限り、営利を目的として当該事業を行うものを除く。）は、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第26条に規定する権利を有する者（第28条の規定により第26条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。）に相当な額の補償金を支払わなければならない。

6. 著作権法施行令（抜粋）（昭和45年12月10日政令第335号）

最終改正 令和元年6月28日政令第44号

（図書館資料の複製が認められる図書館等）

第1条の3 法第31条第1項（法第86条第1項及び第102条第1項において準用する場合を含む。）の政令で定める図書館その他の施設は、次に掲げる施設で図書館法（昭和25年法律第118号）第4条第1項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員（以下「司書等」という。）が置かれているものとする。

- 一 図書館法第2条第1項の図書館

（映画の著作物の複製物の貸与が認められる施設）

第2条の3 法第38条第5項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 二 図書館法第2条第1項の図書館

7. 公文書館法 (昭和62年12月15日法律第115号)

最終改正 平成11年12月22日法律第161号

(目的)

第1条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

(責務)

第3条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(公文書館)

第4条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第5条 公文書館は、国立公文書館法（平成11年法律第79号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等)

第6条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあっせんを努めるものとする。

(技術上の指導)

第7条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、交付の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(専門職員についての特例)

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる。

3 総理府設置法（昭和24年法律第127号）の一部を次のように改正する。

第4条第7号の次に次の一号を加える。

7の2 公文書館法（昭和62年法律第115号）の施行に関すること。

附 則（平成11年12月22日法律第161号）（抄）

(施行期日)

第1条 この法律は、平成13年1月6日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

8. 博物館法（抜粋）（昭和26年12月1日法律第285号）

最終改正 令和元年6月7日法律第26号

（この法律の目的）

第1条 この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育、學術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第29条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。

（博物館の事業）

第3条 博物館は、前条第1項に規定する目的を達するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に關し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和25年法律第214号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、學術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、その事業を行うに當つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

（入館料等）

第23条 公立博物館は、入館料その他の博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

9. 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

10. 文字・活字文化振興法 (平成17年7月29日法律第91号)

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

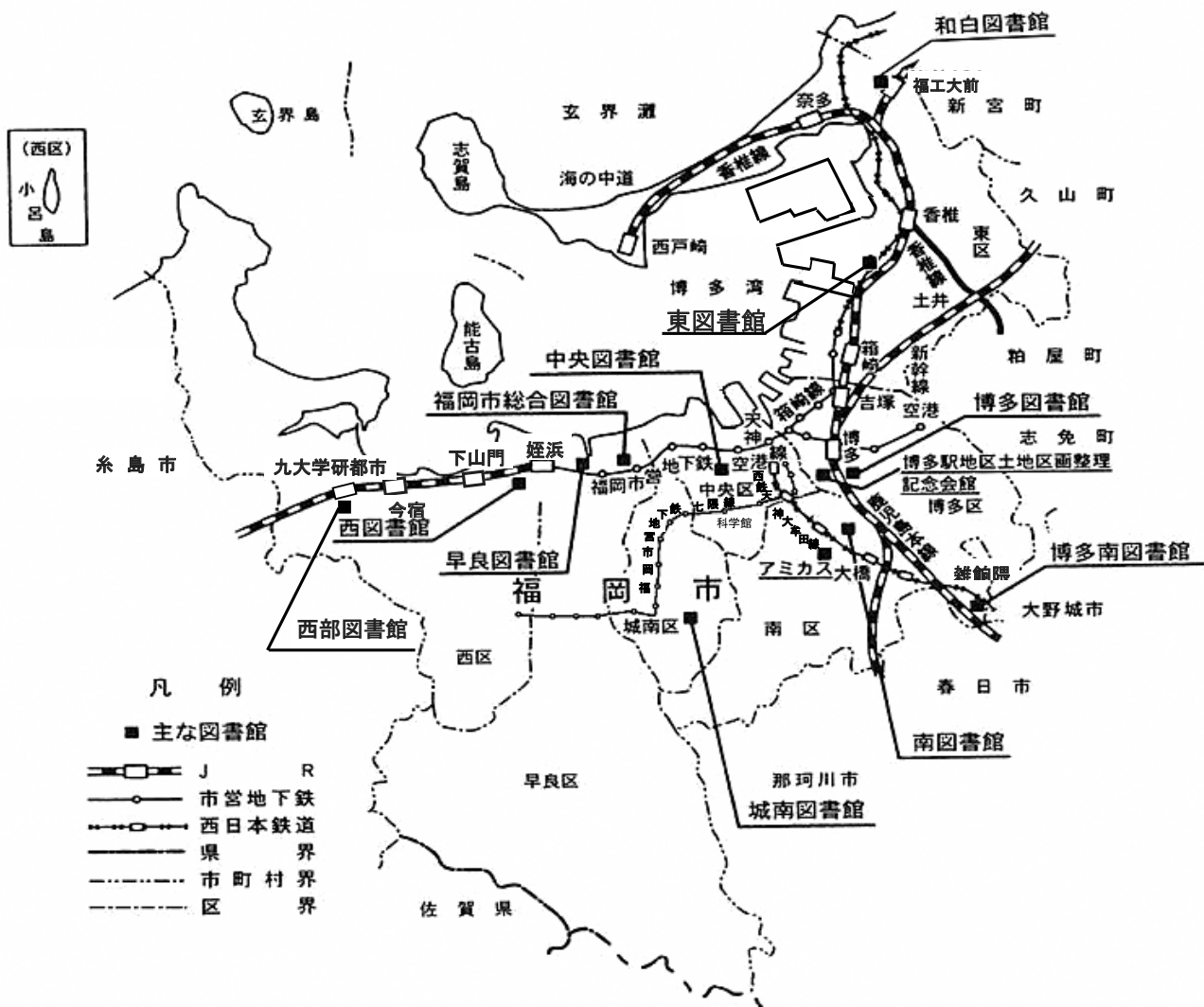
第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

VI. 福岡市勢概要

1. 図書施設配置図



2. 面積、人口、世帯数

令和2年4月1日現在

区分	面積 (km ²)	人口 (人)	世帯数 (参考)
全市	343.46	1,596,953	825,834
東区	69.45	320,108	155,101
博多区	31.62	244,312	154,051
中央区	15.39	203,038	125,102
南区	30.98	264,812	129,266
城南区	15.99	132,812	67,852
早良区	95.87	220,033	99,882
西区	84.15	211,838	94,580

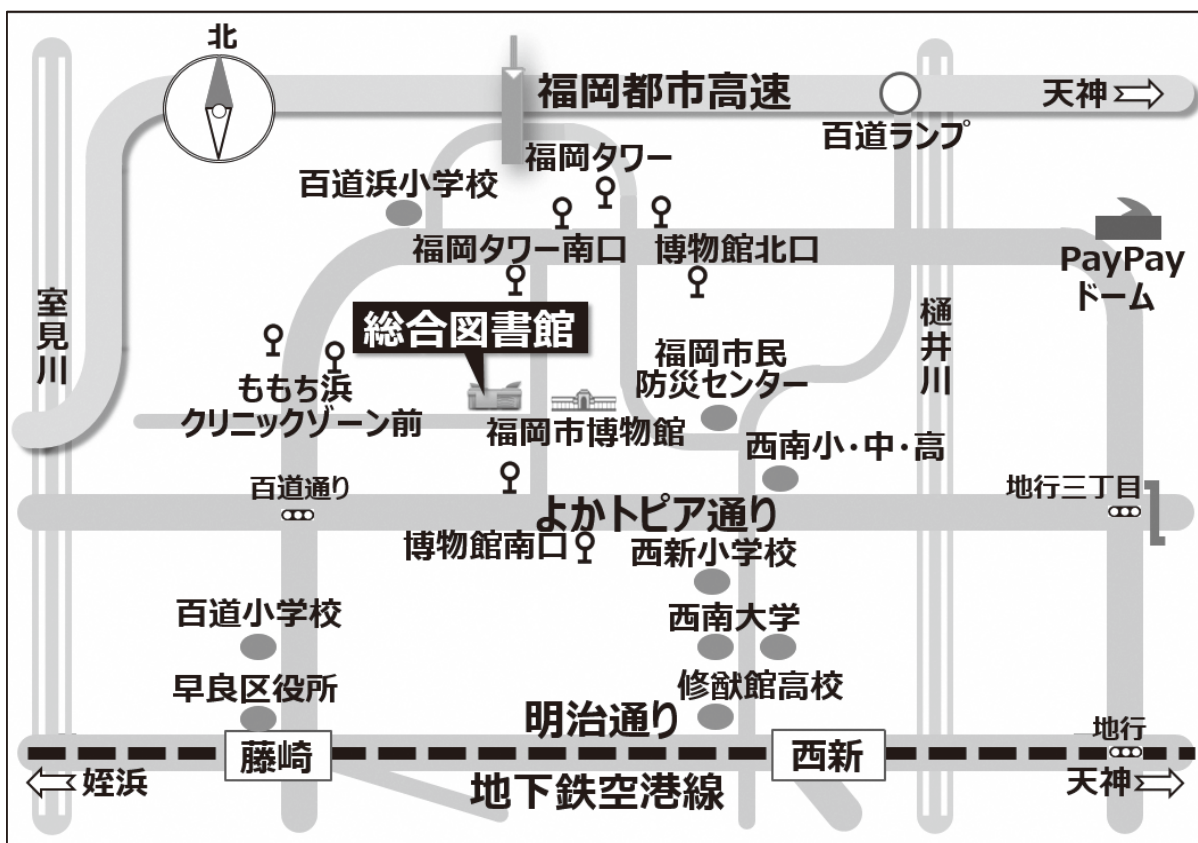
注(1) 面積は、国土地理院の令和2年1月1日現在「全国都道府県市区町村別面積調」による。

(2) 人口は、平成27年国勢調査結果確定値を基礎として、住民基本台帳の異動状況等から算出した人口

(3) 世帯数は、人口と同じ方法で算出した推計数

ー福岡市統計調査課「福岡市推計人口」よりー

◇ 位置図



◇ 交通アクセス

市営地下鉄空港線／西新駅又は藤崎駅下車徒歩15分

西鉄バス

〈博多駅から約30分〉福岡タワー南口（306、312番）下車徒歩3分
・博多バスターミナル5、6番のりば

〈天 神から約20分〉福岡タワー南口（302, W1, W2番）下車徒歩3分
・天神高速バスターミナル前（1）1Aのりば

＜西 新から約 10分＞福岡タワー（10，15，54-1，94番）下車徒歩3分
・西新パレス前

＜藤 崎から約 7分＞ 福岡タワー南口（1、1-5、2-9、306、W1番）下車徒歩3分
・藤崎バスターミナル1番のりば

福岡市総合図書館新ビジョン

基本理念

市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる、
新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館

福岡市総合図書館では、図書館を取り巻く新たな環境変化に対応するため、これから目指すべき図書館像を基本理念として掲げ「福岡市総合図書館新ビジョン」を策定しました。

また、新ビジョンの中では、基本理念を実現するために、4つの新たな図書館像を定め、これからの図書館サービスを提供していきます。

4つの図書館像

誰もが楽しめる魅力ある図書館

さまざまな情報を求める市民に応える図書館

子どもと本をつないで豊かな心を育む図書館

総合図書館の特色を生かした図書館

「福岡市総合図書館新ビジョン」

- ・策定年月：平成26年6月
- ・計画期間：平成26年度～令和5年度（10年間）
- ・平成3年に策定した「福岡市新図書館基本計画」の後継となる基本計画
- ・重点的に取り組む具体的な施策・事業について5年ごとに事業計画及び成果指標を定め、計画的な推進を図っている。

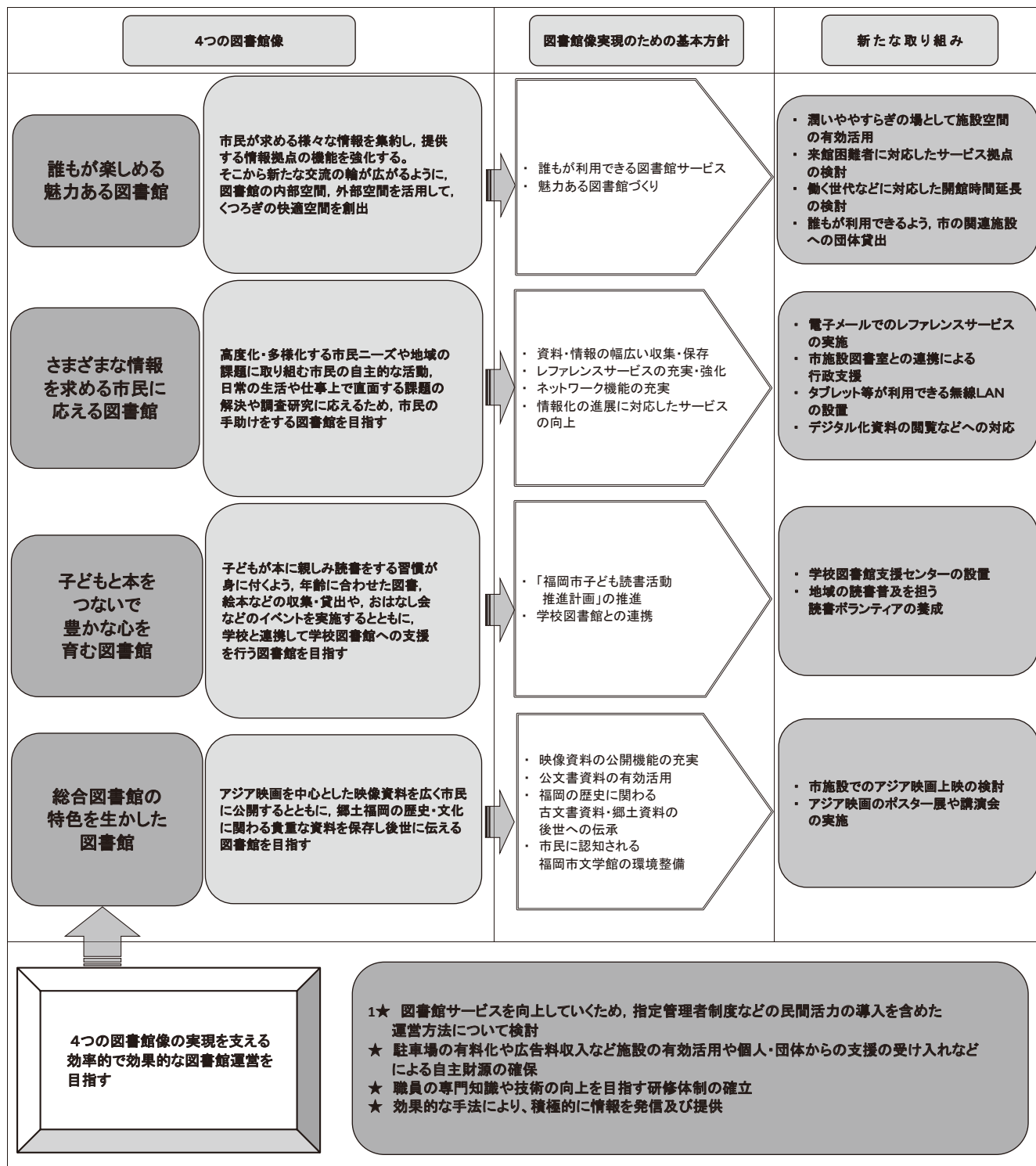
福岡市総合図書館新ビジョン（概要版）

平成26年6月

基本理念

市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる、
新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館

総合図書館は、利用者の高度化・多様化するニーズに対応できる資料・情報を提供する生涯学習施設として、また、内部空間だけでなく外部空間も含めて、快適な空間を最大限に活用することにより、これまで図書館を利用したことのない人や観光客なども集う場を創出し、多くの市民がくつろぎ、楽しさを共有できる新たな情報・交流の拠点となる図書館を目指す





毎月23日は福岡市子どもと本の日です

令和2年度 図書館要覧

令和2年8月発行

編集・発行 福岡市総合図書館

〒814-0001 福岡市早良区百道浜3丁目7番1号

TEL 092-852-0600 (代表)

FAX 092-852-0609

<http://toshokan.city.fukuoka.lg.jp/>

印刷 松古堂印刷株式会社

R100
古紙配合率100%再生
紙を使用しています